

# 令和7年第3回定例会会議録（第3号）

令和7年9月18日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	建設部次長	渡邊克己
総務部次長 兼総務課長	行部さと子	職員課長	河野幸夫

財 政 課 長	河 野 文 彦	農 林 水 産 課 長	塩 出 政 弘
共生社会実現・部落 差別解消推進課長	江 川 裕 子	高 齢 者 福 祉 課 長	甲 斐 博 幸
子 育 て 支 援 課 長	穴 見 雄 一	こ だ も 家 庭 課 長	内 田 千 乃
自 治 連 携 課 長	溝 部 進 一	防 災 局 次 長 兼 防 災 危 機 管 理 課 長	中 西 郁 夫
教 育 部 次 長 兼 教 育 政 策 課 長	森 本 悦 子	学 校 教 育 課 長	宮 川 久 寿

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第3号）

令和7年9月18日（木曜日）午前10時開議  
第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○25番（泉 武弘） 最近、子どもを取り巻くいろんな問題を見てますと、本当に深刻な事態だなということを感じます。一番驚いたのは、名古屋市で、教諭が子どもの下着姿を盗み撮りして、それを教諭仲間で見つかった。語るに落ちるという言葉がありますが、まさにそのとおりだと私は思ってます。さらには、SNS、ソーシャルメディアを使って有害情報に接して、アメリカでは自殺した子どもも出てます。これが親から提訴され、今後大きな争点になっていくということになります。

また一方、学校に何らかの事情で行けない子どもの数が大幅に増加してます。こういう問題、いろいろ子どもを取り巻く問題を考えたときに、一過性でなく大きな社会問題だというふうに私は捉えています。

こういう中であって、別府市では、本当に望外の喜びという言葉がありますけど、私にとってみますと、まさに望外の喜び、それは何か。市長、覚えてますかね、令和5年12月に実相寺中央公園の中にある5,400坪の散策の森に、障がいのある子どもも使える広場をつくったらどうだろうかという、私提言しましたよね。市長、そのときにこのような答弁してます。早速協議に入ります、こう答弁しました。それから僅か3か月後に、調査費700万あり、この議会で、何と事業費8,000万円がもう既に予算化された。これはまさに、先ほど言いました望外の喜びという言葉がありますけど、私にとってみますと、少しでも障がいを持ってる皆さん方のお役に少しでも立てたのかなという気がしてなりません。改めて市長に心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それで、この事業に携わっていただいた建設部長、当時の公園緑地課長、現在の水道局の管理者、それで現在の公園緑地課の課長、多くの職員の皆さんに支えられながら、この事業が進んでいます。この事業に対する市民、関係者の期待は大変大きいものがありますので、市長に本心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、今回はどういうことを質問するのかということを出発点としています。まず、学校に何らかの事情があって行けない子どもたちの問題をどうするんだろうかというのが一つ。それからもう一つには、教職員の性犯罪。これに行政はどう対応すべきなんだろうか、というのが2点目です。3点目に、先ほど触れましたソーシャルメディアを通じて、子どもたちが触れる有害情報にどう対応しなきゃいけないのかということ掘り下げて議論をさせていただきたいと思います。

そこで、最初に共通認識をつくっていききたいと思います。まず、フリースクールという言葉ですね。これは何を意味してるのかということを確認に、双方の共通事項として理解し合っていきたいと思います。

フリースクールとは、様々な理由で学校に行けない子どもたちを受け入れる施設。この中には家に閉じ籠もり、また学校に行けない子ども、発達段階で特色のある子ども、こういうものを受け入れる施設をフリースクールというふうに私は理解をしています。じゃあ学校に行けない子どもたちという定義は、何をもちょう言ってるかというのは、文部科学省は次のように示しています。相当な期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の理由のため、就学が困難な状況として、文部科学大臣が定める状況にあるとして、認められた者というふうになってます。

このような2つの見解を、一つは文部科学省の見解を一つ示しました。それからもう一つは、フリースクールに対する定義を私なりに説明しましたが、この考えでいいのかど

うか、まず教育委員会の答弁を求めます。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

文部科学省によりますと、フリースクール等とは、不登校児童生徒に対し、個別の学習や相談、カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式による学習などを行っている、民間団体等において自主的に設置・運営されているものでございます。

また、フリースクール等で学習した場合は、文部科学省通知に基づき、校長が個別に判断し、出席扱いとする場合もあります。

○25番（泉 武弘） 皆さんにお願いをしておきますが、分かりやすい説明をしてください。文章を読むんじゃなくて、自分の言葉で、いわゆる学校に行けない子どもというのはこういうことなんですよ、フリースクールとはこういうことなんですよということを、ぜひとも分かりやすい説明をお願いしたいと思うんです。

なぜかと言いますとね、教育長、こういうことなんです。議場で、お互いにこの問題は私も勉強させていただいてるから共通用語で話してできますけど、この後ろには傍聴人の方もいらっしゃいます。また、テレビを御覧になってる方もいるんですね。その方々に、今回の問題点を分かっていたくためには、より分かりやすい言葉で説明をお願いしたいと思います。

さて、具体論に入っていきます。文部科学省が調査した令和5年度の実態調査によりますと、何らかの理由で学校に行けてない子どもの数が何と34万6,482人となっており、さらに付け加えるならば、11年連続で子どもの数が増加している。前の年との対比で4万7,434人が増加している。この34万6,000人というのは、数で見ますと、別府市民の約3倍というふうに見ることができます。いかにこの問題が大きな社会問題であるかということが、数から見てとれます。

では、大分県を見てみます。大分県の総合教育会議の資料を基に見ていきますと、大分県内の公立・私立で、学校に何らかの理由で行けてない子どもの数は小学校が1,044人、中学校は2,114人、高校は701人、合計3,859人で、大分県でも前の年に比べて574人増えている。

じゃあ、別府市を今度は見てみます。別府市の令和5年度を見ますと、小学校81人、中学校218名、合計299名、前の年に比べると約30名増加してます。そして、この学校に行けない子どもを預かって受け入れてくれてる民間のフリースクールの利用料等を見ますと、入会金が平均額で1万7,648円、月謝の平均が3万2,686円となっています。

ここで触れておかなきゃいけないのは、別府市はほかの都市に先駆けて、このようなフリースクールに通う子どもの保護者負担の軽減に実は取り組んでます、もう既にやってます。これは別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金制度という制度ですが、月額上限3万円を補助し、保護者の負担に努めてます。

しかし市長ね、これは私、ほかの市に先駆けてすばらしいことだと思うんですけど、しかし、フリースクールの経営が依然厳しいというのはもう現実なんです。御本人にも了解を得てますので、今から、フリースクールの実態を報告させていただいて、行政にもこれを御覧になっている市民の皆さんにも、フリースクールの経営実態がこういうことですよということをぜひとも理解してもらいたいと思います。

今日紹介するのは、「NPO法人みんなの教室」です。みんなの教室では、利用料減額とフリースクール奨学金制度を創設するために、クラウドファンディングで100万円を目標に、実は経営努力をしてます。じゃあどのくらい苦しいのか。今言ったNPO法人みんなの教室はどんな経営状況だろうかというのが、一つは気になるところですが、みんなの教室から頂いた資料を基に話をしますと、運営収支と課題ということで、現在登録している方が18人います。収入が374万円に対して、支出が590万、約600万支出です。不足

額が216万円、この実態から見ると、本当にフリースクールというのは、社会の受皿にはなっているけども経営が厳しいなということが見てとれます。今私が申し上げたのは、実数として申し上げたんですね。

市長ね、私も今回この資料をいろいろ読み解く中で、こういう大阪のフリースクールを経営している方の記述の中にこういうのがありました。大人は職場の雰囲気とか雇用条件、人間関係が悪ければ転職できる。だけど、子どもは転校というのは大変難しい。大人に転職ができるように、子どもが学校を選ぶことがどうしてできないんだろうか。子どもにも向いている学校、向かない学校があるのは当たり前じゃないか、こういうことを言っているんですね。

それで教育長ね、一つの課題として、学校に行けない子どもの21%が、試験制度を言っているんですね。子どもの統一試験、こういうものが重荷になっているということを言っているんです。教育長、これは私の私見かもしれませんが、教育委員会また学校現場は、子どもが同じ歩幅で同じ方向に行くということを前提に考えてるんじゃないでしょうか。それは確かに理想、目標なんです。しかし、歩幅の遅い子どももいれば、脇道をする子どももいるんです。そういう子どもの、今受皿がフリースクールになってる。

そこでお尋ねします。別府で、何らかの事情で学校に行けない子どもの学ぶ場所、居場所として選択している児童の民間受入れ施設の数、それから受入れ可能人員、さらにはフリースクールの経営状況、併せてじゃあ何らかの事情で学校に行けない子どもの将来の推計の見込みはどうなってるのか、ここらをまず答弁してくれませんか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

本市において活動しているフリースクールにつきましては、現在4施設を把握しておるところでございます。受入れ可能な人数については把握しておりませんが、現在定期的に通っている子どもさん、児童生徒は7月現在で12名というふうに聞いております。経営状況につきましては、こちらのほうで把握はできておりません。

それから、今後の見込みについてでございますが、国の調査における別府市の令和3年度のいわゆる不登校児童生徒数は215人、令和4年度は270人、令和5年度におきましては、先ほど議員御指摘のとおり299人でございます。この傾向は全国的にも増加が続いており、本市におきましても同様の状況にあります。要因として、学校での人間関係や学習面の不安、家庭や社会の環境の変化等が背景にあると考えられ、今後もこの傾向が続くものと考えられております。

○25番（泉 武弘） 発達段階で特色のある子どもの推計がここに出ています。何と、87万2,000人が発達段階で特色のある子どもというふうな見方をしています。過ぐる日、教育委員会と打合せの中で、こういう発達に特色のある子ども等が学校に行けない要因の一つになってくるんじゃないかというお話をされました。これから見ていきますと、爆発的とは言えませんが、学校に行けない子どもが今後さらに増えていくということだけは間違いないようなんです。

そこで、次の展開に行きますが、教育機会確保法、これはどういうことかといいますと、今言ったように、何らかの事情で学校に行けない子どもたちをどう救済するのかと、いうことが一つの視点になっています。義務教育段階で十分な履修ができない子どもたちを、学校に行けなくても、夜間中学とかフリースクールとかで救済しようというのが一つの狙いですね。この教育機会確保法で、一番大きな見解を示しているのはこの部分です。学校に行かない不利益よりも、学校に行くことを強制される不利益の方が大きい場合、この子どもの人権を守る観点から、学校に行かないことは、就学義務の履行しない正当な理由と解釈される。

これ、特にテレビを御覧になっている方にも誤解のないようにお伝えしておきますが、

昔は、学校に行かないと言えば世間のやり玉に上がって、あそこの子どもは学校に行っていない、親が悪いんだ、親のしつけが悪いんだと、こういう批判をする一時期がありました。しかし、これだけ複雑多岐な心理的圧迫が多い社会の中で、心を痛んで学校に行かない子どもが出るというのは、至極当然なんですね。だから、この教育機会確保法では、まさに言い得て妙というのが、学校に行かない不利益よりも、学校に行くことを強制される不利益の方が大きい、これは私はね、まさにそのとおりだと思うんですよ。

実際に学校に行けてない人の保護者に聞きましたら、学校の正門まで行ってUターンする。どうしても学校に一步踏み入れない、踏み込むことができない、こういう子どももいるそうです。

そこで、今日の一番の課題に入りますが、教育機会確保法の第3条第5項で指摘されているのは、いわゆる民間の受入れ団体の経営に対する配慮というものが行政に求められている。この教育機会確保法第3条第5項には、地方公共団体は、この民間の施設と緊密に連携しながら子どもたちを扱ってくださいよというふうになってます。そして、財政的な支援も第6条で示されています。その教育機会確保法で出ています中で、全国で見ますと、5つの県が、既にもう財政支援をしてるんです。

市長ね、私が一番最初みんなの学校の話をしましたね。受け入れれば受け入れるほど赤字が広がるんですよ。そしたら今どうしてるか。寄附金、交付金です。さっき言ったクラウドファンディングとか、こういうもので何とか経営を保っている。この民間施設が瓦解したときには、本当に受入れ施設がなくなるという問題なんです。

このことからして、やっぱり私は別府市が他市に先駆け実施しましたフリースクールの就学支援制度、これと同じように、フリースクールの経営支援にも一歩足を踏み出すべきじゃないかと思うんですね。その理由は、教育機会確保法第6条に示されている、地方自治体は民間のフリースクール等の経営にそれらの支援をしなければならないという定めに従って、私は今質問をしてるわけ。この点、市長ね、直接あなたの見解をお聞きしたいと思うんですね。これは本当に深刻な問題なんです。やっぱり財政を全て握ってる市長がどういう方向を示されるのか。恐らく固唾をのんで見守ってる方もたくさんいらっしゃると思います。市長の見解をお願いします。

○市長（長野恭紘） お答えします。

フリースクールに関しましては、今議員言われたように社会が複雑になって、また多様になるということはそれだけ生きていくという上での生きづらさ、学校に行きづらいと感じる子どもたちが増えているというのは、そういう現状があるということは理解をしておりますし、認識をしているつもりでございます。

多様な学びの機会をしっかりと確保すると、我々にはそういう義務がある、責任があるというふうに思います。子どもたちの学ぶ機会と居場所という意味においては、これは我々もやっぱり確保していく必要があるなというふうに強く近年は感じているところでございます。議員御紹介のとおり、通う、利用するという保護者、また子どもたちのために、利用する側の支援補助金というのは用意をさせていただいて、これ県内先駆けて先行させて、スタートさせていただきました。言われるように、あとは通った先の事業所が安定していなければ、子どもたちのやはり健全な育成にも支障が出るということは、これは大変よく理解ができます。いわゆる運営費ということだというふうに思いますが、来年度予算編成は今からでありますし、また予算の審議を議会にお願いしなければいけません。この件に関しましては、そういう意味で行く側、そして受け入れる側双方のやっぱり支援が必要だろうというふうに私ども考えておりますので、柔軟にまた前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

○25番（泉 武弘） 今の答弁は、別府市を代表する市長の答弁です。次年度から、金額の

多寡は、これは私ども分かりません。これは行政が判断することですけれども、やはり受入れ施設が安定的に経営できるように支援をしていただくということの表明があったというふうに理解しています。ありがとうございます。ぜひともできるだけ早く、皆さん方が安心して学校に行けない子どもを受け入れることができるように、そういう対応をしてほしいなと思っています。

ただ、市長、こういうふうに言っていると、そういう支援はどこでもあるんかと思えますけど、ないんです。さっき言った、フリースクールに行く保護者負担の軽減もありません。それから今回、市長が言われました経営経費の支援、これを実現できるのはほかにありません。よく住民の皆さん方から、小中学校の体育館に冷暖房がついたねと、こういうの。これもないんです、別府市だけなんです。ここらが、ほかと比較して、こういうふうに福祉というものが進んでるんですよということだけは、言っておかなきゃいけないなと思ってるんです。特にこの前の参議院の選挙の投票に行ったときに、みんなが冷暖房があったよって言うんですよ。だけどあれは当たり前じゃなくて、別府市が進んでるんです。その大きな影響が、そこに競輪事業管理者が稼ぎ出してくれた金なんですね。本当にありがとうございます。そういうふうに、別府市だけが進んでるといってもやっぱり市民に知ってほしいなと、実は思ってます。

さて、これからはちょっときつい質問になります。名古屋市で、教師が子どもの下着姿を盗撮して教諭仲間で見っていた。私この中で、教育長ね、なぜこんなことをしたら駄目だという教諭はいなかったのだろうか、私それがどうしても解せないんですよ。10人程度が回して見てたんでしょ。なぜこの中に、誰か一人ぐらい、こんなことしたら大変なことになるんよということと言える教師がいなかったんだろうか。不思議で理解不能なんです。

まず、今回の名古屋の事件を受けて、教育長はどういうふうに受け止めましたか。簡単に結構ですけど、ちょっと考えを教えてください。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

今回の名古屋等のこういう教職員の不祥事につきましては、子どもを教える立場にある者がこのような不祥事を起こし、子どもや保護者等からも信頼をなくすようなことは、もうあってはならない。断じて、許されないことでありまして、もう本当に教職員として恥ずべきことでありますし、本当申し訳ない状況でございます。断じてあってはならないことだと思います。

教職員は、同一性ということで同じような考えで同じような職場で同じような動きをする中に、こういうことに対する厳しい見識のないというような状況があったことを大変遺憾に思っているところでございます。

○25番（泉 武弘） これは氷山の一角という見方もあります。それは教育長、どういうことかという、盗撮というのは、顕在、表に出たときに事件になるんですね。盗撮をしていることは分からない。だから、私はじゃあ別府市は大丈夫ですか、こう投げかけをしたら教育長は、いや、そのように信じていますという答弁するかもしれませんが、ないとは断言できないんです。その証拠に、ここにあります教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律、令和3年にできました。この中にあるのは、生徒、児童生徒に対する暴力などということで箇条書にしています。児童生徒などに性行為等をする、または性行為等させること、児童生徒等にわいせつ行為をすること、またはわいせつ行為をさせること、それから刑法182条の面会要求、自撮り要求、自撮りって自分で撮ってくださいというやつですね。児童ポルノ法、私的・性的肢体撮影等処罰違反、こういうものが令和3年にできました。この法律の施行後に、盗撮が異常に増えている。これ、警察庁の資料から私申し上げた。現場では一体、こういう子どもに対する性暴力とも言える問題、本

当に周知徹底しているんだろかという気がしてならないんですよ、私は。別府市ではないと信じたいんですが、じゃあないと断言するだけの根拠もありません。これだけの多くの盗撮事件が起きている中に、別府市だけ例外ですよという根拠がないんです。そう信じたいだけなんです。

そこで、新聞報道、僕は警察庁の資料を参考にしてこの事件を振り返ってみますと、こういうことです。名古屋市の小学校教員ら10名がSNSグループをつくり、女子児童を盗撮した画像をSNS上で共有した事件は、メンバーは全て学校の教員であったと指摘されており、社会に大きな影響を与えた。かつてない不祥事ですよ。これは名古屋ということをお子さん見るかもしれませんけども、教育長をはじめ学校現場は子どもを預かってるんですね。この盗撮事件、警察庁の統計によりますと、教員による盗撮検挙件数を見ますと、令和5年度に2,583件、令和6年度に何と8,436件、検挙件数が3.3倍に増えてます。盗撮件数は、これまでで最高を記録してます。特に、子どもが被害者である性犯罪、不同意性交、相手が了解しないのに性行為をした不同意わいせつなどが大変増加していますが、これはもう大きな社会問題です。特に教育界に激震を走らすだけの大きな事件だと言えます。

これらは先ほど言いました検挙件数は、発覚して検挙・処分された事案なので、氷山の一角と考えています。あえて氷山の一角と表現したのは、先ほど言いましたように、盗撮というのは被害者が気づいてないんです。だから検挙された件数しか、実は報告することはできないんですね。私、これらの問題、これから先も続くんだろかなという懸念をします。

そこで、じゃあ具体的に教師がどこでそういうことをしたのかというのを、この文科省の資料から見ていきます。文部科学省はこのような資料を出してます。教育職員のわいせつ行為などに係る懲戒処分等事案の具体的状況についてという資料を出してます。これを見て、私はもう震撼しました。ちょっと説明しますね。ひょっとしたら教職員の中にも見ていただいている方がいるかもしれませんが、こういうことなんですよということを説明します。

わいせつ行為などの具体的状況として説明します。被処分者の性別、そういう盗撮、セクハラ等やって処分を受けた男性と女性の割合はどうか。男性が99%、女性が0.6%となってます。そして、処分をされた人の年齢はどうかというのがここに出ています。30代が35.5%、40代が30%、50代が19%、30、40、50で大多数を占めてるといえることが言えます。

さらに、処分者の前歴の有無。処分された人にそういう犯罪歴があったんですかという中に、9%は過去にもそういう処分歴があったと回答してます。被処分者の所属する学校、処分された人はどこでそういう行為を行ったんですか、高等学校が約50%です。中学校が31%、小学校が15.7%。福祉関係の責任者、特に聞いてほしいんですが、特殊教育学校が約4%となってます。これ、よく障がい者施設で、こういうセクハラ行為が新聞に報道されます。非常に重いと思うんですね、この数字は。わいせつ行為などの相手の性別、男性、女性に対してどういうふうにしたんですか。男性に対して5.6%、女性が圧倒的に多くて94.4%となってます。わいせつ行為などの相手の属性、わいせつ行為をした相手はどういうところに所属してたんですかというのがあります。

教育長ね、わいせつ行為をした教員が行った生徒は自分の学校が46.4%、それから自校の教職員が13.9%、それから自校の卒業生です。卒業生にもやっています。こういうところが列挙されてます。

これからが、教育長に特に記憶にとどめておいてほしいのが、わいせつ行為などが発覚したように、どういうことでこのわいせつ行為というのがあったの分かったんですかとい

うのがあります。校長その他職員への相談が約43%、スクールカウンセラーにする相談が1.8%、セクハラ相談窓口への相談が3%、本人または保護者から教育委員会への通報、6.6%、第三者から学校教育委員会への通報、13.3%、本人または学校以外の通報が20%を占めている。学校現場がその実態把握をしていなかった、ということがこの数字に出てます。

もう次のね、この数字を私、何度も読み直したんです。うそだろうと、こんなことを教諭がするわけないよと思って読み直したんですが、こういうふうになってます。わいせつ行為などが行われた場面、授業中が5.4%です。学校行事が4.2%、休み時間が3.6%部活動が6.7%、放課後は7.8%、通勤中というのものもあるんですね。恐らく子どもを車に乗せたかどうかだと思うんです、5.4%ある。時間外が、何と教育長、65.7%です。時間外のセクハラ行為が65%という数字が出てます。

最後に、じゃあわいせつ行為はどこで行われたのか。わいせつ行為が行われた場所、教室が件数で12件、職員室が1件、教室・職員室以外の校舎内が25件、運動場・体育館・プールなどが9件、修学旅行の宿泊先が5件、合宿施設が3件、公共交通機関が13件、ホテル・自宅・自家用車が何と54件です。これを見たときにね、場所を選ばない。授業中か授業中でないかの有無にかかわらず、犯罪が行われたということが分かります。

じゃあどういふことをしたのか。体に触るが67件、性行為をしたのが30件、言葉・文章等による性的嫌がらせが30件、接吻26件、盗撮・のぞき18件、視姦行為が12件、陰部等の露出が6件、裸体・下着姿の撮影が4件、その他12件で計204件ある。最後のほう、教職員が学校内でやった、これらを自分で披瀝しながら気分が悪くなります。子どもを守るべき立場の教師が子どもに性行為をしてる、こんなことはもう許されるわけありません。

教育長ね、私が疑問に思ってるのは、名古屋の事件を受けて、別府市教育委員会としてはどういふ実態調査をしたのか、またしてなかったら今後どういふふうにしようとしてるのか、この方針を明確に説明してくれませんか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

別府市といたしましては、今議員から御指摘のありました調査については実施をしておりません。名古屋での事件を受けて、別府市教育委員会では7月15日に臨時校長会議を開催し、綱紀粛正と服務規律保持の徹底に取り組むよう各学校長を指導いたしました。これまでも各学校で児童生徒への不適切行為、飲酒運転、体罰の三大非違行為を中心とした教職員の服務規律保持に関する研修を実施しておりますが、今後も効果的な研修により、教職員に対して啓発を重ねて、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく防止に関する措置を実施していきたいと考えております。

また、必要に応じて高校や特別支援学校等と情報共有を行い、十分な連携を行うことで、教職員の不適切または非違行為の防止の徹底に努めてまいります。

○25番（泉 武弘） 答弁不満足ですね。本当にそんなことできるんですか。あなたたちはそのぐらいの対応で本当に犯罪防止、犯罪実態等の調査はそれで十分なんですか、ということを厳しく指摘をせざるを得ません。

今回の事件で、名古屋の事件は、まず教職員に対する信頼を失墜させた、保護者に対する不安を増幅させた、子どもが自分ももしかしたら隠し撮りされてるんじゃないかという、そういう疑念を持たれた、このことは本当に大きな問題なんです。実態調査をしてないというものについて、なぜって言ってもしてないんですから、今後はどうしますか。教育長ね、私は何らかの調査をすべきだと思う。

これも一つ掘り下げさせてください。教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について、教職員への周知徹底、啓蒙啓発は実際にやりましたか、やっていませんか。やったかやっていないかだけで結構です。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

国からの通知を受けて、別府市教育委員会から各学校への通知をしております。

○25番（泉 武弘） それは教職員全員に指導、周知徹底をしたというふうに理解していいんですか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○25番（泉 武弘） この問題、やっぱり教育長、私は何らかの実態調査をすべきだと思うんですね。特に盗撮は、さっき指摘しましたので何回も繰り返せませんが、盗撮されたという意識がなかったら犯罪にならないんですよ。

そこで、最近多く指摘されているのは、卒業写真、運動の動画、記念撮影、こういうものに顔だけを付け替えて、いわゆる肢体をさらけ出すということは、A Iの活用でやります。こういう卒業写真とか運動の動画とか、記念撮影等の写真はどのようなふうに管理していますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

授業や学校行事等、子どもたちへの指導支援の一環として、担任等が撮影した画像につきましては、市が対応しているタブレット端末内もしくは職員室に設置している教育用パソコン内に保存し、管理を徹底しております。

○25番（泉 武弘） 今回のこのセクハラ問題、初めての質問ですからこれ以上追及はしませんが、二度とこの議場で、この前指摘したことをなぜやらなかったのか、というような質問がないように教育長、ぜひともお願いしておきたいと思います。

それで、やっぱり学校現場を預かる課長。今教師に徹底していると言いましたけど、それについて私はいまいち首をかしげるんですね。いま一度徹底してください。お願いしておきます。

さて、最後の項に行きます。

ソーシャルメディアを通じて有害情報に触れ、触れる子どもが自殺等に走っているということがこの記事にあります。ちょっと読ませていただきます。

一酸化炭素中毒、薬物の過剰摂取、飛び降り、生成A I、C h a t G P Tは自殺の手法を聞かれるたびに詳細な情報を提供した。西部カリフォルニア州の男子生徒アダム・レーンさん16歳は、最も説明が具体的だった首つりを選び、4月に命を絶ったというふうに記載されてます。内容は、開発企業、O p e n A Iを提訴した両親の訴状によると、レーンさんが学校の課題のためA Iを本格的に使い始めたのは昨年9月、進学先や将来の職業に関する質問もあり、希望に満ちあふれたやり取りだった。だからレーンさんは悩みを漏らすようになる。孤独で幸せを感じない、生きる意味に疑問を抱き、12月には自殺をほのめかした。C h a t G P Tは、恥ずかしいことではないと同調し、全幅の信頼を得ていた。ここだけの話にしようとして、家族から遠ざける助言もあった。レーンさんが自殺未遂を繰り返す間、一旦周囲に助けを求めるように促した。両親は訴状で、A Iの開発競争に勝つため、利用者を守る安全装置よりも感情的依存性を高め、利用時間を長くすることを目的に設計しているとして、提訴した。

これはアメリカだけの問題じゃないと、この前、私はバッキンガム宮殿の問題を話しましたね、議場で。こういうソーシャルメディアの規制ですね、今のままで子どもたちが有害情報から守れるというふうに教育委員会はお考えですか、どうですか。見解を求めます。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

教育委員会といたしましても、やはりソーシャルメディアの、教員のほうから子どもを守るということは非常に大事なことだというふうにはもちろん認識をしております。まず5月になりますけども、第1回目の別府市子どもソーシャルメディア健全育成部会という

のを開催しております。部会の中には、学校運営協議会関係者、地域の方、それとあと保護者の代表、学識の経験者、当然学校の教員を含む学校の関係者から構成をされております。

その中からいろんな形で意見を出していただいているんですけども、特にルールづくりが必要、ソーシャルメディアに対してのルールづくりが必要、環境づくりが大切、また親子の学びが必要というような、そういった共通認識をその部会で諮っております。特に学校、また保護者の対応が非常に重要であるというふうに我々も認識をしたところでございます。

これらの具体的な対策を、第2回目、10月末に開く予定ではありますけども、その部会においてさらに具体化をいたしまして、ソーシャルメディアのガイドラインを作成する予定にしております。これらの対策によりまして、保護者に対してソーシャルメディアの危険性や、適切な仕様等を示しながら、一緒になって保護者と学校、地域が共同して子どものソーシャルメディア利用に関する健全育成を今後も図っていききたいというふうに考えております。

- 25番（泉 武弘） 教育長、検討委員会の皆さんが会議を持って答申、答申というのか、報告というのか分かりません、諮問してるかどうか聞いてません。そこで提言されたことを、教育委員会がどう実行するのかが問われているんですね。これが鍵なんですよ。

そこで、2つの事例を報告します。豊明市では、スマートフォンなどの適正使用の推進に関する条例、この条例は確かに賛否両論あります。確かに賛否両論、新聞紙上にもぎわっています。しかし、子どもたちの家庭生活、家族の団らんを助長するためには、2時間程度スマートフォンの利用を制限したらどうだろうかということが、この要旨になっています。そして教育長ね。一番ここで目を通さなきゃいけないのは、第一義的な責任は保護者と明確にしてるとということなんです。

それと2点目に、ここで香川県の条例第24号は、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例というのができてます。オンラインゲーム等で、子どもの依存症が爆発的に増えてます。これを何とか断ち切ろうということで条例をつくってるんですね。ここでも、同じように第一義的な責任は保護者ですよって言うてる。学校教育の現場で子どもたちに接する時間って限られてます。その他多くは保護者なんで、家庭生活。学校がどんなに指導しても、家庭で野放しの状態があるとすれば、それは効果が出ないんですよ。

市長、今私は2つの事例報告しましたね。別府市も、やはりそろそろこのゲーム依存とかネット依存等に対する、何か指針等を示すべき時期に来たんじゃないかなという気がしてならないんですが、トータルの質問で悪いんですが、市長の見解を。

- 市長（長野恭紘） お答えいたします。

私も中学2年と高校2年の子どもがおりまして、家庭の中ではスマートフォンをある一定程度になれば取り上げて、もうあんまり依存しないように自分の家庭ではしておりますけれども、これは教育委員会との話合いでも過去出てきたことなんですけれども、iPadがあるので、それをどういうふうに適正に使っていくかということになると、家庭に持って帰ってやっぱりiPadを使った学習なんかも今はあるようでございます。ではそれで終わればいいんですけども、それが終わった後の時間をずっと我々家庭でも監視するわけにはいかないの、この対策に関してはやっぱりこれから先iPadやこういったSNSとかネット環境があるという状況の中では、これを使いこなしていかなければ今後生き抜いていけないという、そういった能力はとても必要だと思うんですけども、それはやはり適切な時期に適切な使い方がある成し得るものだなというふうに、私も子どもを見ていてよく思うことがあります。

ある市ではネットの利用時間ですかね、スマートフォンの使用時間等、これ子どもたち

だけじゃなくて、市民全員にも多分かかってくるんだろうというふうに思いますけれども、やはりそれぐらいインパクトがあることをしないと、問題解決に対してのインパクトを残せないと言ったその首長の気持ちも私は理解できるというインタビューを受けましたが、いずれにしてもこれはこれから大変重要な課題だというふうに私自身も実感をしてますので、今後教育委員会とはしっかりと協議をして、市民全員というよりもやっぱり子どもたちの適正な時期の適正な利用ということに関して、しっかりルールづくりをしていく必要があるなというふうに実感をしているところでございます。

- 25 番（泉 武弘） 今回は学校に行けない子どもの問題、それから教師の盗撮問題、それから有害情報の問題を掘り下げた議論をしました。市長、最近行財政改革クラブというのを名称変更して、弱い立場の人に政治の光をと、こういうふうに改称しました。それには意味があって、今日何らかの事情で学校に行けない子どもとか、何らかの障がいやハンディキャップがある方と、それから次回に予定している高齢者の問題ですね、孤立・孤独・孤独死。本当にもうすごい数なんですね。未婚率によって、今後独り暮らしの高齢者がもう飛躍的に伸びていきます。これらに対する対策を早めに打っていかないと、到底追いつかないんです。

そういう中で決算審査でも言いましたが、市長が今進めているウェルネスですね、こういう財源を確保しなかったら、地方が幾らやりたいと思ってもできないんです、財源がなきゃできないわけですから。やはり市民のために、新規財源を確保するという施策は果敢に進めてほしい。またそうすべきだと思っています。

それから最後に市長ね、もう一回だけ答弁してくれませんか。私、今まで学校に行けない子どものフリースクールとか、放課後児童クラブとか鍵っ子とか高齢者の孤立とか、こういう部門別の対応はできてるんです。だけど、今から先にそういうものを全部縫合したような受入れとか対応が必要だと思っておりますが、これに対する市長の見解を最後に聞かせてください。

- 市長（長野恭紘） お答えいたします。

まさに重層的支援というのは、この福祉の世界ではやはりこれが、一人の人が一人の課題を持っているわけではなくて、それも各それぞれの市役所で言えば分野に分かれて、各部各課に分かれているので、それを横串でどういうふうに刺してしっかりと解決に導いていくか、伴走していくかというのは、非常に重要なことだというふうに思います。

今後、福祉における重層支援の在り方には、国はちょっと懐疑的になっているところはあるかもしれませんが、しかし現場を預かる我々としては、やはり重層的な支援、横串を刺してそれぞれが連携をしながら、問題解決に導いていくということは、これはもう必ず必要なことだというふうに思っています。そういうセクションをまとめるような横断的な部とか課というような設置は今ありませんけれども、必要に応じて以前に比べて格段に各政策分野ごとにお互いが連携をして、しっかり共有をしながら、お互いに連携協力の下にその人であるとかそういった課題があるお子さんや人々に対しての解決方法というのを探っていくというのは、これはもう日常的に今やっていることでございますけれども、これからまさにそういうことがさらに必要になってくるというふうに思いますので、しっかりと今後もそういった連携共有ということをしていかなければいけないというふうに思っています。

- 17 番（加藤信康） 市民クラブの加藤です。

今回は、特に農業一本での質問とさせていただきます。最近、米価格の上昇が盛んに言われています。新米が昨年以来ずっともう、新米だけじゃなくて米価格自体が上がっている。特に、新米の取り合いっこが始まっているなという気がします。JAの買取り価格、概算金といって、農家には、契約に基づいて最初に1俵当たり何円払いますよという概

算金という制度があるんですよ。そして最終的に年度末に精算をして、1俵当たり幾らというふうになるんですけども、農協が今回60キロで2万4,000円提示されました。最終的に、これも3万円に近づくんではないかなと言われてます。なぜかという、民間の集荷業者が、既に新米を60キロを3万円から3万5,000円、30キロの袋が2つです、1俵という感覚でいくと、そういう状況になってます。そういう意味では、今後も米価格の高騰が非常に進んでいくだろうと思いつつも、私も農業をしている傍ら、やはり農業者の収入がこれで増えていけばいいなという期待もありますけども、実際にはやはり米の消費離れも進むんではないかという議論もありますし、政府の方針も、これまでの減反政策からやはり増産のほうに転換するんではないかと。ちょっと今、自民党の総裁選やってるんでなかなか中が見えないんですけども、早く何とかその方向性を出していただきたいな、来年の植え付け前までにやはり出していただきたいなという気がします。

6月の定例会で市内の農家戸数や販売の戸数、それから耕作面積が非常に減り続けているということをお聞きをいたしました。それから、「食×観光事業」や国・県の事業を活用して、現在、農業者の所得構造経営改善、経営安定化に向けて取組を進めているということで、行政としても最後、農林水産課長、頑張りますということで気合をいただきました。非常にいいことだと思うんですが、なかなか農業を一つの産業として見ますと、こういう施策は非常に今進めているんですけども、うまくいかない、結果が出ない。だからずっと続けてはいるんですけども、離農が進む。もうからないんですね、やはりこれだけでは。そういう状況があるという中で、じゃあまた今後市内農業をどう進めていくかということをやったり語ってみたいということ、質問させていただきます。

まず、農業施策の必要性についてです。過去、お米が出来過ぎたりということで、減反政策等国も進めてきましたし、ほぼ国を中心とした農業施策をベースに各自治体がやってきたわけですけども、まず別府市における農業施策の必要性についてどうお思いなのかをお聞かせください。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

農業や農村地域におきましては、食料生産の場という役割のほか、大雨発生時の洪水防止機能や水源の涵養、良好な景観、生物多様性の保持など多面的機能を有しており、私たちの生活にとって欠くことのできないものであると考えております。これらの役割や機能の保全はもとより、別府市農業の深刻な後継者不足や持続的な発展を行うためにも、農業の支援につながる施策は必要なものであると認識しております。

○17番（加藤信康） 国の施策を見ても、一般的にはそのとおりです。ただ、やはりその地域のやっぱり農業の在り方というのがあるだろうというふうに思います。国で言うと安定供給、食料安全保障の確保とか、多面的機能、洪水防止、生物多様性の保全の維持、それから地域経済の活性化だとか、特に別府市は観光地でありますから、環境保全というのは非常に大事なかなと思います。それを進めるために、やっぱり農業者に対する施策、担い手不足を解消だとか、こういうことが進められている。とにかく経営を何とかうまくさせていこうというのが農業施策だろうと思います。

それで、ここ最近農業の在り方について盛んにテレビ等でも、いろんな紙面でも議論がされています。ほかの国の農業施策の補助金制度と日本をどう比較しているか、日本は補助金漬けと言われてるけど、実際はヨーロッパやアメリカに比べたら全然もう話にならない。農業の規模の違いというのもし出てきました。非常にいいことであり、農業に関心を持ってもらえるという意味ではチャンスかなと思ってます。

それで、2つ目の質問です。別府市農業というのはどういう特徴を持っているというふうにお考えでしょうか。また、農業の役割は何だというふうにご考えてますか。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

現在の別府市農業の特徴といたしましては、農地の大部分は中山間地域に位置し、棚田形状であることから、稲作を主体とした農業生産が行われております。また、都市近郊型農業であることから、鮮度が重要な葉物野菜をはじめとした園芸品目も多く生産されています。

別府市農業の役割といたしましては、市民に新鮮な農産物を届けることはもちろんでございますが、別府市の特徴である温泉の水源として多面的機能を持つ農地の維持は大切な役割を果たしていると考えております。また、耕作放棄地が増加すると、イノシシや鹿など生息域が拡大し、鳥獣被害につながるおそれがあります。農地や農村の維持が、都市周辺の環境保全にも寄与していると認識しております。

○17番（加藤信康）そうですね、中山間地域農業、とにかく高低差があるし狭いし、ただそれだけでやはり作業がしにくい。あわせて実は別府市は観光地ということで、地元消費が多い。都市近郊農業ということで、ホテル、旅館が非常に発展した時期に、近所の方々が野菜を取って、それもいろんな野菜をつくってまちに卸していく。あわせてもう、実際に農地が狭いですから複合農業、複合経営。お米をつくり、そして狭いところで野菜をつくり、場合によっては別府の農家はそこまでなかったかもしれませんが、別府近辺では冬場に土木作業員として出稼ぎに出る。こういうのを合わせて、やはり農地を守ってきたという部分があります。

あわせて、別府は米軍が駐留してたということも原因なのかもしれませんが、情報が早く入ってことで、そして温泉があるということで、温泉を利用したハウス栽培、それも鉢物だとか、洋ランだとか、かなり先進的な農業があります。そして、浜脇を代表とする、百姓百品じゃないですけどいろんな野菜を旅館、ホテル、レストラン、まちのほうに売りに出ていく。こういうやっぱり特徴があるのかなというふうに思います。

農業の役割ということなんですけども、離農がどんどんこの時期になって進んできました。それだけもうかってないということなんですけども、ただ農業者が減りますと、農地が荒れてきます。荒廃農地、非耕作農地ですね。農地が荒れてくると藪が増える。荒廃した農地の災害というのには、なかなか目が行かなくなります。中で増えていっても見えない。そして使っていないから補助事業には乗りませんよと、そういうふうに言われてなかなか対策が遅れてきます。そして、離農した農地の所有者は非常に管理に困る。そこに住んでいても管理に困る。息子さんが都会に出て行って、全然もう話にならない。周辺の住民にとっては環境が悪化するばかり。同時に、別府観光にとって、温泉は非常に大事なものなんですけども、決して温泉だけで成り立っているものじゃありませんから、例えば、別府観光は別府の色合いですね、以前に林業の話をしましたけども、別府のまちから見る山の景色とか色合い、四季を見る、そういうのも大事ですし、温泉の匂いだとか、人との触れ合い、そして農地、山林、地域など季節ごとの景観、こういう体験を、こういうものが全てそろって、多分別府の観光地は成り立っているんだろうなと。だからこそ、農地が荒れてくるというのは非常に僕は心配しています。農業施策はこういった観光地別府にとりまして、大事な環境を守るために必要だというふうに思っていますので、そのためにもぜひ農業従事者の所得を向上させて、最近はやりの持続可能な農業をしていく。それをやっぱり進めるといって、ある意味地域のコミュニティーも守れるし、観光地としても守れる一つの大事な産業だというふうに判断をしています。

じゃあ、何で離農が進んでいくんだろうと。要は、後継者がいない。やはりサラリーマンのほうが収入がいい。そして昔で言ったらやっぱり、3Kまで行きませんがやっぱりきつい。汗ぐたぐたになって土にまみれる。そしてちょうど5時に終わるわけじゃないんですね。もう朝、日が出てから夜、日が暮れるまで、下手すると日が暮れた後まで草刈りやってる。そういうことまでやって、そして人件費は除いてやると収入という、そういう

世界なんですよ。そういう意味では非常に、もっとやはり施策として強化していかなきゃならないんじゃないかなというふうには考えております。

それで、現在の支援策をちょっと聞いてみます。新規就農に対する支援策です。別府市の新規就農者に対する支援というのはどういうものがあるのでしょうか。そして国の施策と別府市独自の施策について、説明をお願いします。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

新規就農者に対する国の支援策につきましては、経営開始資金と経営発展支援事業等がございます。経営開始資金につきましては、年齢や所得など要件に該当する認定新規就農者に対して、就農直後の経営確立を支援する資金を年間 150 万円、最長 3 年間交付するものがございます。経営発展支援事業につきましては、要件に該当する認定新規就農者に対して、就農後の経営発展を目的とする機械及び施設等の導入を支援する事業でございます。

一方で、別府市独自の新規就農者向けの支援策はございませんが、現在取組を行っている「食×観光事業」など、別府市の特性を生かした事業の推進による市内農産物の需要の掘り起こしにより、既存農業者だけではなく、新規就農者にもメリットがあると考えております。

○17 番（加藤信康） 制度としてはそのとおりです。ただ、残念ながらやはり国の補助制度、非常にハードルが高いなと思っています。農業を始めていこうという人、または経営として考えてる人に対して、資金は出します、利子補給もします、でも、計画から条件が非常に厳しくて、場合によっては、いやこれはもうできんってやめたときには返金しないといけない。特に別府市みたいに規模的に小さい農業をやっているところには実際には活用が、非常に難しいな、そういう感があります。

農業者というのは、事業者でありますけども、個人事業主みたいなもので、サラリーマンで言うと今、転職の時代ですよ。その転職の時代と言われるときに、もう補助金で羽交い締めにして、そして最後までやらんと金返せというような、そんな施策に僕は感じますので、やはりなかなか規模を考えたときに、別府の状況を考えたときにはなかなかこの補助事業に入っていくのは難しいなというふうに思ってます。そして同時に別府市の独自の施策がないということなんですよ、ここら辺なんだろうと思います。

これから先、私も次回以降質問進めていきますけども、やはり産業として、普通の企業に関しては起業促進、とにかく新しい会社をつくるのにいろんな施策をやっています。農業もその一つの産業とすれば、そろそろそういう制度の中に持ち込んでもいいかな、全て国の事業だけで進めていくんじゃないかと、市独自で別府市に合った、別府市の農業の状況に合った、使い勝手のいい補助制度、またはシステムを考えていいのではないかなというふうに考えています。

それで、次に既存農業者に対する支援というのは、どういうものがあるのでしょうか。国の施策、そして別府市独自の施策について説明をお願いします。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

既存の農業者に対する支援策につきましては、国の事業、市独自の事業とも様々な支援をしているところでございます。一例を挙げますと、国の事業といたしましては、水田を活用して地域の産地づくりを支援する水田活用の直接支払交付金のほか、集落単位の取決めに基づき行う農業生産活動に対し、中山間地域等直接支払い交付金や多面的機能支払交付金による支援を行っております。

市の独自事業といたしましては、稲作の価格安定に関する施策、園芸や直販農業者に対する資材の支援、棚田地域の保全活動に対する支援、そのほか食と観光事業による出口戦略に対する補助など、様々な切り口にて持続可能な農業を目指して施策を実施しているところでございます。

○17番（加藤信康）ありがとうございます。やはりこれも国の事業中心かなというふうに感じてます。特に中山間地域等直接支払い、直接支払いという制度で多面的機能支払交付金、これも直接払っている。だから農家個人に払ってるって感覚になるんですけども、実はやっぱりグループ化して活動団体にしか出ない。直接出るのは、その前に言いました水田活用の直接支払交付金。そういう意味では、やはり国の制度を活用した事業が中心だなというふうに考えています。

それに合わせて、実は後で予算のところで聞きますけど、次の質問とかに入れてるんですけども、実際にその生産活動に対する補助事業、補助という言い方はよくないんですけど、やっぱりそのぐらいやっていかないと、もう種代は高い、機械は高い、必要経費ばかりで、お米の話ししますけど、お米って今さっき言いました60キロ、今は3万から3万5,000円で買ってくれそうです。でも2年前は2万円以下だったんですね。1万七、八千円ぐらいだったと思いますが、今もう3倍近くに上がってきています。そのとき、例えば10アール当たり大体お米というのは平均で9俵ぐらい取れると言われてます。9俵ということは30キロの袋で18袋ぐらいです。僕の頭の中がちょっと間違ってたらまた言ってください。

それで、じゃあ必要経費がどのくらいかかるかと、米1俵当たり、60キロ当たり、いろんな試算あるんですけど1万2,000円から1万5,000円です。以前はもう全くもうからないですね、よっぽど何町歩という広さでつくっていかないと。だからこそ、ここ最近の米の値上がり、買取り価格が上がっているというのは、農家にとってはちょっと期待です。ただ、国の施策も今後どうなるか分かりませんので、それと併せて米離れが進んでしまうと、もうこれ売れなくなりますので、一気に値崩れを起こしてしまうという心配もありますので、そういう意味では非常に厳しい状況の中で、実際にそれだけ経費がかかるからこそ、市長、ここ数年園芸振興とか、種代の補助だとか、そして学校給食とのコラボだとか域内農産物の活性化ということで、ホテル、旅館とのつながりを強化すると。そういう意味で供給と消費してくれる場と共有する場をマッチングさせていただくというのは非常にいい試みだというふうに思います。ただ、それでも先般予算決算特別委員会でも言いましたけども、結果からなんですね。台風でできなかつたら、なしなんですよ。やはりもっと、農家が活動的にできる余裕のあるシステムが欲しいなと僕は思ってます。

それで、別府市の農業予算についてちょっとお聞きをします。支援策に対して、別府市の農林水産関係における予算について、10年前、要は市長が就任した頃ですね、と現在の比較、数値も含めて、全体予算に対する農業予算の比率についてちょっと教えてください。

○農林水産課長（塩出政弘）お答えします。

平成26年度当初予算につきましては、農林水産業費の予算総額は3億1,011万円、予算全体に対する比率は0.68%でございます。令和6年度当初予算につきましては、農林水産業費は4億3,771万3,000円、予算全体に対する比率は0.17%でございます。

○17番（加藤信康）数字だけ見ると、ええ、たったそれだけなのかと。以前、そういう話をさせてもらったこともあるんですけども、農林水産課予算でいくとパーセントは非常に少ないですが、大体1%前後とってるんですよ。数字がちょっと違うところもあるかもしれないのであとで確認してください。私もあら、あらというところがあったんですけども。

でね、農林水産課の予算にはいろいろあります。農業振興、園芸振興、畜産、林業、水産、そして毎年増減があるんですけど災害復旧、ここ最近は少し伸びてきました有害鳥獣対策、それに、農林水産課を運営する総務費ですね、人件費。そういう意味で言うと、じゃあ農業予算というのは何なんだろうかなというふうに思うんです。やはり農業振興、

園芸振興、これは多分生産に関わる部分ですね。ぜひここはもう強力に進めていただきたいんですけども、先ほどから言ってます、実は農業の別府市における役割を考えたときに、この観光地別府の環境をどう維持していくか。以前も言いました、そのうち有害鳥獣ほつとったら、もう既に動いてますけども、イノシシが残飯を漁る時代が来ますよというふうに言いました。もう既にそういう場所も出てきてます。もっと強力に進めていってもいいのかなと思います。

それと、もうそれも環境のうちなんです。またあとで棚田サミットの話をしませんが、やはり別府市の農業というのは観光施策の一つであって、それが別府の特徴かなと思ってます。だからこそ、環境を維持するために、農業施策にさらに強力に進めていただきたい。具体的な話はまだ僕も頭の中で今整理中なんで、非常に難しいところもあるんです。今までできなかったんですから、そう簡単にできるとは思ってません。ぜひ、これからも一緒に議論して、いい方向を進めていただけたらと思います。

それで、これまでは農業についてはやはり土地を農家の方が持っているということで、佃を中心はずっとやってきました。ここ最近は少し農地法も変わりまして、企業参入というのが増えてきております。先に聞きます。企業が農業に参入する方法について、どういう方法があるのか教えてください。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

まず、先ほどの修正をさせていただきます。令和6年度当初予算についての予算全体に対する比率は、0.71%でございます。失礼いたしました。

農業への企業参入につきましては、まずは農地を確保する必要があり、その方法として、農地法に基づく農業委員会の許可や、農地中間管理機構が作成する農用地利用集積等促進計画の認可を受けることによる農地の借受け、または企業が農地所有適格法人の要件を満たして農地の取得を行うなどがございます。

○17番（加藤信康） じゃあもう引き続き、別府市における農業法人や一般法人が農業に参入している状況について教えてください。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

別府市における企業参入の状況につきましては、県が定めた年間の目標算出額の基準を満たし、県が企業参入として位置づけている企業は3社となっております。その他、集落営農法人など、農業関連の事業に取り組む事業者が10社ございます。

○17番（加藤信康） 農業関連ということですので、農林水産課長と話をする中で、じゃあどういうところという話をしたんですけども、やっぱりほとんどが福祉事業所というんですか、施設の作業請負とかいうのまで入ってるということで、実際に栽培を中心とした経営に取り組んでいる企業というのはもうほぼ僅かかなと思います。ほかの自治体ではやはり離農した農家ですね、特に果樹とか中心なんです、国東のほうとか安心院とか、農地を福祉事務所がそのまま請け負って、作業所が農業を始めていくということもあります。できたものを販売をして収入として、ある意味、言い方は農福連携ということなんですけどもね、そういうところも見られます。ただ、別府の場合はまだ事業所のリハビリ的な使い方なのかなと思いますし、収入の一部にはなるんでしょうけども、実際にやはり栽培に入っていく企業というのはなかなか難しいのかなというふうに思います。

まだそういう状況だということを理解した上で、じゃあ別府市はこれから、特に一般企業ですね、ほかの市町村行きますと、例えば土建業の方が米栽培に入ったりとか、農閑期は土木業、そして米づくりにその機械を利用するだとか、そういう部分もあるんですけども、別府市としては農業参入についてどういう考え方で臨んでおられますか。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

別府市の企業参入に対する基本方針につきましては、今後、地域農業を維持していくた

めに参入する企業や新規就農者など多様な担い手と、これまで地域農業を支えてきた生産者の方々が連携協働して、農地や農業用施設等を保全していくことが必要不可欠でございます。

こうしたことから、企業や個人を問わず、今後の農業振興につながる多様な担い手の確保に努めていきたいと考えております。

- 17 番（加藤信康） そのとおりだと思います。個人からやはり法人、団体、いろんなところに広げていく必要があるかなと思います。所有権はやっぱり農家の方が持っているんですよ。それをやっぱりなかなか、先祖代々受け継いだ田んぼやから売るわけにはいかん。でも管理はできない。もうそれで売れないのなら貸し借り進めていくしかないんですよ。そのマッチングをどう進めていくかなんですけども、農地法の改正で企業参入を推進してきているというふうに僕は思っています。例えばもう、学校というのはなかなか難しいかもしれないんですけど、いろんな会社の団体、複利団体もありますし、そういう離農して空いた農地をただ個人に貸し借りするんじゃなくて、様々な団体にもう最低限管理をしていただく。なかなか作物はできないでしょうけども、草刈り、管理をしていただく、そういう進め方もあるのではないかなというふうに思います。それにより別府の農地を先々ね、管理ができていれば本格的につくろうという方も出てくるかなと思うんですよ。もう藪になったらもう二度と入りたくないです。よく言います。お米を2年つくらなかつたら荒廃します。もうそしたらモグラが入って根が張って、すなわち田んぼというのは下に粘土の層をつくるんですよ、水が漏れないように。そこが割れたらもう、またそこを田んぼに戻すのにまた1年、2年かかるんです。草刈るだけでも大変なのに。2年休ませたらやはり5年ぐらいかけないとまた元に戻らない。景観も悪く、そこにイノシシが住み着いたり、そういう悪いスパイラルに行きますので、そういうマッチングをして、とにかく荒れたところを何とか管理をしていただく。そういうことをぜひ進めていただきたいなと思います。

そして、近年はやはり国はスマート農業というのを進めています。要はAIを使って、とにかく人の尽力をかけずに、ただこれは施設費とか初期投資がむちゃくちゃかかります。億単位でかかると思います。でも、ヨーロッパの進んだ国、オランダ、イスラエルとか、イスラエルはヨーロッパじゃないですけども、農地の中に人がいません。全て機械です。それで国民の野菜を生産してるんです。いずれ日本もそういう企業がどんどん出てくると思ってますし、別府で本格的に農業をやろうとするのであれば、そういう未来も少しやはり考えるべきかな。そのときに、やはりこれ企業ですから、企業誘致になるのか、あとは土地をどうマッチングさせるか。20年、30年貸してあげますよという農家の方をどうつくっていくか。そして、場合によっては農業者として売却をしていく、そういう必要があるのかなというふうに思います。

農地を貸し借りするのに、農地バンクが必要なんですけども、現在農地中間管理機構という組織がありますけども、これどういう役割を担っているのか教えてください。

- 農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

農地中間管理機構は都道府県や市町村、農業団体等が出資している法人から知事が指定し、都道府県に1つ設置される組織であり、大分県では平成26年3月に公益社団法人大分県農業農村振興公社が、農地中間管理機構の指定を受けております。

機構が担う役割につきましては、改正農業経営基盤強化促進法において、法定化された地域計画に基づき、農地を所有者から借り受け、担い手へ貸付けを行う農地中間管理事業により、農地の集積、集約化、農地の有効利用の推進を担っております。

- 17 番（加藤信康） 大分県全体で1つあるんですよ。別府市にあるというわけじゃないですけども、要は農地バンクとしてこの農地中間管理機構と言われるところが、農地の貸手の、農地を持っている農家がもう辞めるからという情報を得て、貸手をデータとしても

らう。売手もそうですね、売りたいという人もそうですが、それを今度は借りたい人、買いたい人に紹介していく。その役割と、貸した場合にはひょっとしたら農地を乗っ取られるかもしれないという心配があるので、やっぱり中間管理機構という公的な機構で、いや、そんなことはないですよという安心感を与える、そういう意味では非常に組織としてはよくできたなと思ってるんですけども。ただ全国の例を見ますと、残念ながら特に大分県は中山間地が多いですよ。広大な農地があるところって僅かで数が知れてます。そういうところを除いては、なかなかその実績は伸びてないというふうに思ってます。制度自体が先ほど言いました法律でできて、要は農業経営基盤強化促進法、この計画をつくって、そしてこれで別府市もそうですがつくってますわね。この法律に基づいて計画をつくって、それに基づいてやっていく。中山間地というのは、別府市はそのままですから、やはり狭い。こんな狭いところ刈るって人はいませんわね。だから多分、もうこの機構は別府市に目をつけてる土地っていうのはそんなにないかなというふうに思うんですよ。要は管理が行き届いてない農地が多いわけですから、なかなか情報としても、実際に物としてちょっとやっぱり、これじゃあまりうまく使ってくれる人は見つからないという感じなんかなというふうに思ってます。

先ほど、別府市の農業の特徴はという話しました。県のこの中間管理機構にお任せしても、なかなかこの別府の特徴的な農地というのはうまくマッチングできんだろう。むしろ、別府市の農業委員会とかJA、そして農林水産課、別にコーディネーター的な部署をつくるという手もありますけども、やっぱりそういうところがあんまりこの法律にがっちり収まった施策として、貸し借りをマッチングするんじゃなくて、もう少し緩やかな家庭農園みたいな感覚での貸し借りができる、そういう制度ができないのかなというふうに僕は思ってます。そういう意味では農業委員会にも意外と期待してるんですけども、農業、農地、そしてそこでつくっている方々を知ってますから、空いている農地があったら、ぜひもう3回、中出しするからという、そういう声を上げるのは非常にいい組織だなと思ってます。ただ、当然予算も人的なカバーも必要です。そう簡単にはうまくいかないし、結果が出るかどうか分かりません。でも、そういうふうにしていかないとこの別府の、特に都市近郊付近の農地の環境というのはよくならなろうと思ってますから、ぜひそういうことも御検討いただければなというふうに思います。

それで、ありがとうございました。別府市の農地の状況というのは今のように分かりました。そういう状況の中で、今回第30回目になります全国棚田サミットが、11月1日、2日間、別府市で開催されます。市長は昨年12月定例会で、棚田の景観や文化などさらなる魅力を全国に発信し、棚田地域の農業の継続と発展を図っていきたいというふうに理由を述べています。別府で開催するという意味合い、改めて、今回別府の棚田サミット開催の目的と別府市開催の意義について教えてください。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

全国棚田（千枚田）サミット開催につきましては、全国の棚田関係者と先進事例を共有し、課題についての意見交換を行います。これらの活動により、棚田の魅力を見直し、また情報発信を行うことで、別府市の棚田を多くの人に知ってもらうことを目指しております。これにより、何世代にもわたって受け継がれてきた農業技術や知恵の結晶である棚田を、次世代につなぐことを目的としております。

○17番（加藤信康） 目的、意義についてはそのとおりです。ただ、やはり全国的に発信するという意味ではそういう目的で十分結構なんですけども、では別府の農業にとってどういう効果を残すのか、何を伝えて何を残していくのか、せつかくやるんですから、やはり別府の棚田の魅力、景観、これを全国に発信していく。そういう意味では、ある意味別府というのは名の知れた観光地ですから、非常に役立つでしょう。棚田景観、文化を使って、

そして別府観光のためにという意味なのかな、何を残すかという、問われたときに、どうお答えになりますか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

棚田サミットの開催により、別府の棚田の魅力、別府の農業を全国の方々だけでなく、広く市民にも知っていただき、棚田や農業の果たす役割を伝えるとともに今後の都市との交流に向けて、棚田を守りたいと思う棚田ファンを増やし、棚田の保全や別府市農業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

一方で、棚田サミットの開催準備に当たり、各地の棚田地域の方々から御協力をいただく中で、別府の棚田関係者や農業関係者の方々に、これからの棚田や別府市の農業を考えるきっかけになる、確かな手応えを感じているところでございます。

○17番（加藤信康） ありがとうございます。別府市内には棚田以外の田んぼも畑もいっぱいあります。棚田というのはそのプラスアルファ景観がいいということで、そして爽快感もありますし、別府市内の人でも転地作用というんですか、そこに行くと気分が変わってくる、ああ、気持ちいいなという気になってきますから、そういうものをやっぱり市内の市民にも発信していく。そして市外の方々には、別府はこういうのもありますよということで発信していくということで、非常に大事なのかなと思っております。

それで、棚田サミットを開催することで、別府市として今後棚田地域をどのように守っていくのかというのを考えていくいい機会だというふうに思うんですけども、現在多くの棚田地域で棚田オーナー制度というのが行われています。この質問をする前にいろいろ調べました。棚田オーナー制度の継続状況と、新型コロナの影響についての全国アンケートとかして、棚田サミットした各地域が、その後どういうふうになっているのかというアンケートとかが出てきました。その中で、やはりオーナー制度というのは案外たくさん残ってます。というのは、その地域で住んでる農家の方々だけでは、棚田を維持管理がもうできなくなってるんで、やっぱり外部の方の力を借りようと。そして一時的でも、少しでも、内作業でもいいから借りていこうと。そして、その地域にぜひ来てもらって、農業についても考えてもらいたいし、観光に来てもいいですからぜひお願いしますよという感覚なんだろうと思うんです。利用しようとしてるんだろうと思うんですよ。

それでね、じゃあ別府市におけるオーナー制度というのは現状どうなってるのか、今後どうしていきたいのかというのを、もしありましたらお願いします。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

別府市における棚田オーナー制度の現状につきましては、内成地区において地域協議会が主体となり、棚田オーナー制度の運営が行われております。今後の展開でございますが、貴重な国民的財産である棚田地域を維持・保全し次世代につないでいく上で、棚田オーナー制度をはじめとした様々な観点から、棚田地域を支える関係人口の増加を図るとともに、棚田地域の方々の思いをくみ取りながら、地域の内発的な活動をサポートをしていく必要があると考えております。

現在、棚田サミットを機に、棚田地域に興味や関心のある個人等に登録をしていただき、別府市独自の棚田サポーター制度の開設に向けた準備を進めております。まずは登録者を広く募り、棚田に関する情報発信を行うとともに、棚田地域で行われる体験事業や農業関連イベントの参加を促していく予定でございます。この取組を通じまして、都市農村交流を活性化し、登録者からさらに棚田の魅力を再発信していただくことで交流が拡大し、棚田の関係人口が広がっていくことを期待しているところでございます。

○17番（加藤信康） 先ほど言いました、個人にかかわらず、やはり企業を含めた法人、団体、これもやはり対象にすべきかなと思います。もう僅かな力でも数が集まると案外するっと進むものです。棚田というのは、農業で言ったら歴史文化的遺産というんですかね、そ

ういう意味では評価されてますけども、現状その維持管理というのは非常に困難です。簡単じゃないです。あわせて、農業者の高齢化、担い手がない、減ってきている。同時に、行ってみたら分かると思うんですけど、いいとこ小さい耕運機が精いっぱいです。トラクターは入りづらいです。要は機械化が進まないんですね。だからこそ草刈りも丁寧に切らないといけないし、作業が非常に困難だということで、ある意味経済としてみたらもう成り立ってません、はっきり言って。要は農地として利用し、保全するというのを、経済面で考えたら僕は無理だろうと、棚田がですね。そこで上がってきたお金で、じゃあ全て持てるかって持てないんですよ。それでも千枚田という棚田を保全をしていこうというその動きが続いているということは、やはりその活動することによって、景観なり人とのつながりの意義があるんだろうと、その快適さですね、さっき言いました、棚田に行くことによって、ああ、気持ちいいな、その快適さをやはり残していこうという人たちがいるということですね。あわせてその地域の、来てくれたオーナーの方々、そして農家の方々と会話をし、場合によってはそこでパーティーをして、昔、稲収納のときにおにぎりを食べながら農家の方が、昔の農家は、隣近所で作業を分け合ってたんです、一緒にやってました。今日うちの稲刈りや、明日はあんたどこやと、その都度その都度昼休みにはみんな集まって会話しながらおにぎりを食べて、ようし次はあそこにしよう、みんな頑張ろうなということが多かったんです。そういうやっぱり昔ながらの文化というのがあり、まだ必要な人たちがいるんだ、そういうことなのかなと思ってます。

そして、別府市がその棚田保全を進めていこうということは、僕もずっと言います。観光とどう結びつけていくか。別府市の農業環境や規模、先ほど言いましたもう本当僅かな規模で、農業支援策としての中山間地域等の直接支払、国の制度というのは、やはり条件が合いにくい。だからってやめろというわけじゃないですよ。法律があり、その法律に基づいて計画を立てないと補助金出ませんから、ちゃんとそれを進めていって、プラスアルファ市の独自事業として、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。農業をどう別府市のために利用できるのか、そのために今の農業者に対してどういう支援が可能なのか。そのための市民理解を積み重ねていって、ぜひ、ここに多くの議員の皆様おりますけども、別府市の農業は全て観光につながるという意味合いでは、さらに独自の財政措置をお願いできるのではないかなと、これは僕の意見ですので、ぜひいろんな議論をして意見を言っていただけたらなというふうに思います。

別府市内の農業者も、観光に関してはその一翼を担いたいということはあると思います。例えばほかのところで言いますと、オーナー制度、ふるさと納税入れているところもあるんですね。オーナー制度で、年間14万円で、そこに行って作業して最後にお米を何十キロもらえる等。それは、ふるさと納税制度の中に入ってます。だから別府市も、そこまでしるとは言いませんが、やはり相手を個人、団体、企業、広げていって、そして場合によっちゃ、別府の旅館、ホテルと組み合わせて、うちのオーナー制度は2泊3日で別府の旅館で、温泉入れますよと。そういうことも一つ独自性があるかなというふうに思ってます。

大体僕の今回の質問はこれで終わりますが、最後に僕はもう離農していくのは仕方がないなと思ってます。これはもうしょうがない、生活できないのだったら。そして、もうどこもそうですけども、お子さん、孫が、やっぱり地元に残らずに都会に出ていく。そうすればやはり農地は本人が管理できなければ隣の人、それが駄目なら地域の人、それが駄目ならもう人に貸すか売っ払うしかないんですよ。でもこんな荒れたところを売っ払ったって買わない。だからこそ、やはり平日頃の管理というのは行政も力を出さないかんし、ぜひ農協のほうにも僕はお願いしに行きたいなと思うんですけども、どっかで一つの公的なものをつくって、そこで棚田に限らず、まずは区域を決めて、別府、その住宅地域のここにまだ農地が残っている、ここをどうするか、持ち主に言っても草刈ってくれん、じゃ

あこれをどう管理していこうか、持ち主にお金をやる必要はないですけども、その地区の環境を維持するために、もっと行政もお金を出していいだろうし、そして今の農業者も力を出せるんじゃないかなという思いでいっぱいです。

なかなか農業については結果が出ません。これから先も続く必要な施策と思っておりますけども、精いっぱい私も知恵を出して協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（小野正明） 休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（安部一郎） 再開いたします。

○16番（穴井宏二） 16番、穴井宏二でございます。午後一番からの一般質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。順番どおり行います。

まず、病後児保育・病児保育お迎えサービスについて質問をさせていただきます。

これは共働き世帯の増加に伴いまして、子どもが病気になったときに、親の代わりに保育を行う病児保育の需要が年々高まってきております。保護者の中には、急に仕事を休めないために、病児保育の存在は大きな安心につながるものと思われまます。

そこで、この病児保育、病後児保育について、まずその違いにつきまして御説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

病児保育事業は、子どもが病気の際に、自宅での保育が困難な場合、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図ることを目的としています。

病児対応型は、児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院、診療所、保育所等に敷設された専用スペース、または本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

病後児対応型は、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童を病院、診療所、保育所等に敷設された専用スペース、または本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

○16番（穴井宏二） 違いが分かりました。今御答弁いただきました中で、病児保育についてですけども、大分県内におきましては、数年前から広域利用が実施されておりますが、これは仕事の勤務先が地元に限らず、別府から大分市とか、また日出町等に勤務する方が多いことから思われております。現在別府市におきましては、市内に病児保育施設が2か所あるようでございますけども、その利用状況、利用対象者、また市外の利用者、地区別の人数、特に多い月など、また病児保育の登録者数等はどうなっておりますでしょうか。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

利用状況について、2施設合わせた数で御説明させていただきます。令和6年度の年間利用者数は約1,800人で、1か月当たりでは約150人となります。令和3年の10月から、大分県では病児保育の広域利用が実施されており、年間利用者数約1,800人のうち、市外からの利用者数が約300人となっております。

年間の開設日数は約300日で、1日当たりの利用者数は約6人となります。月ごとに見ると、利用者数にはばらつきがあり、一番多い月は12月で218人、一番少ない月は5月で90人でした。

現在、病児保育を利用するために必要な登録を行っている人は1,483人となっております。事業による保育を受けることができる児童は、保護者の勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、家庭における保育が困難である児童で、次の各

号のいずれにも該当するものです。

1、大分県内に住所を有すること。2、小学校6年生までであること。3、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない。または、病気の回復期にあり、かつ集団保育及び集団生活が困難であること。4、感染性が強い疾患にかかっていないこと。

- 16番（穴井宏二）よく分かりました。今の中で、市外からの利用者数300人を引きますと、別府市内では約1,500の方が利用している。本当に結構多い利用者数だなと思えますけども、特に12月の寒い時期には集中しているようです。子どもが突発的に病気になったときにも、仕事をすぐに休めない共働きの夫婦、また独り親家庭にとっても、病児保育は大きな安心となります。

小さな子どもは免疫機能が未熟であるため、気をつけていても病気になったりします。保育園から発熱をしている、下痢や嘔吐をしている、せきがあって午睡ができない等々、保護者に連絡が来た場合でも、すぐに頼める人が近くにいない家庭も多くなっております。また祖父母も近くにいない、仕事を休まざるを得ないというような悩みを持っている方もいらっしゃるしまして、この病児保育のお迎えサービスの必要性が叫ばれているところです。

保育中の緊急時の対応として、病児保育お迎えサービス事業を利用するとしましたら、事前登録、連絡、お迎え、また病院の受診等について別府市としてはどのような流れを考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思えます。

- 子育て支援課長（穴見雄一）お答えいたします。

想定される事業の流れは、次の1から8までの流れとなります。1、事前登録を行う。2、保育園等に登園後の児童が発熱し、保育園から保護者へ連絡が入る。3、保護者から病児保育施設へ利用できるかを連絡する。4、病児保育施設から保護者へ利用できる旨の連絡が入る。5、病児保育施設から保育園へお迎えに行く。6、病児保育施設の職員が児童を病院へ連れていき、受診させる。7、病児保育施設で、保護者がお迎えに来るまで預かる。8、保護者が病児保育施設へお迎えに行き、利用料のお支払いをする。という流れになります。

- 16番（穴井宏二）分かりました。そういうような病児保育お迎えサービス、まだ始めている自治体は非常に少ない状況でございます。九州内でも福岡県宗像が去年から始めたようでございますけども、別府市でもぜひこれは実施してもらいたいと思っております。

施設や利用者等につきまして、アンケートも取られたかと思えますけれども、その状況、結果を踏まえまして、別府市の現在の検討状況はどうなっていますでしょうか。

- こども部長（宇都宮尚代）お答えいたします。

市としましては、病児保育お迎えサービスの実施の必要性の判断に当たり、保育園等への聞き取りや利用者に対するアンケートを実施する必要があると考え、6月下旬から7月上旬にかけてアンケートを実施したところでございます。現在、アンケート結果の公表に向けて取りまとめを行っており、近くホームページに掲載することを予定しておりますが、少し紹介をさせていただきます。

保育園等の施設対象のアンケートでは、実施してもよいというところが43%、実施しないほうがよいが32%、その他が25%という結果でした。実施しないほうがよいと言われる園も一定数あり、御意見もいただいておりますので、実施に向けて検討する場合は、保育園等の施設との協議が必要であると考えているところです。

また、利用者向けのアンケートでは、保育園からお迎えに来てほしいと連絡があったときに、1時間以内にお迎えに行ける方は35%、行けない方は4%、そのときの状況により行けないときがあるが61%となっています。そこで、病児保育事業者によるお迎えサービスを利用したいですかの問いに対しては、利用したいが53%、利用したくないが35%、その他が12%で、半数以上の方が利用したいという結果でした。

これらの利用者向けのアンケートにも多くの御意見をいただいております、実施に向けて検討する際の資料とさせていただきたいと考えています。

- 16番（穴井宏二） ありがとうございます。アンケートを詳しく御説明いただいて感謝しております。

今のアンケートの中で、利用したいというのが53%、利用したくないというのは35%ということでございまして、利用したいというのはもっと80%ぐらいあるかなと思いましたが、意外だなと思いましたが、でも少しでもニーズがあるならば、またお父さん、お母さん、保護者の手助けになれば、安心して子育てできるセーフティーネットとも言えるかと思っておりますので、こういう仕組みづくりの一つとして取り組んでいただきたいと思います。最後に急で申し訳ありませんが、長野市長、これにつきまして何か見解がございましたらお願いしたいと思います。

- 市長（長野恭紘） この病児保育のお迎えサービスに関しては、アンケートを見ても、確かにもう少しニーズがあるかなという予測はありましたけれども、今でも十分に高いニーズがあるということで、今議員言われたように、もしものときのセーフティーネットとして整備をするということは非常に意義があるなというふうにも思っています。

体制整備がやっぱり重要だと思いますので、まだ来年度に向けての予算編成、それからまた議会審議というハードルがまだありますけれども、またこれに関してもどういうふうな制度設計ができるのか、受けていただく事業者の皆さん方の御都合というのがやはり重要なというふうに思っていますので、時期に関してはまた御相談させていただきながら、前向きに検討していきたいというふうに思います。

- 16番（穴井宏二） 御答弁どうもありがとうございます。しっかりよろしく願いいたします。

では続きまして、2番目の子どもの不慮の事故への対策について質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1歳以上の子どもの死亡原因の上位は、事故によるものとデータが出ております。これは60年以上前から状況は変わっていないそうです。例えば子どもが転ぶまでの時間は0.5秒と言われております。片時も目を離さないことも大事なことのひとつでございますけれども、その事故の原因を究明して、防止策を検証して、周知する仕組みをつくるのが大事であると思います。この夏も海や川などで溺れる事故が起こってしまいましたが、このような子どもの不慮の事故がニュース等でもクローズアップされてきております。この不慮の事故につきまして、主な種類としてはどのようなものがあるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

- こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

全国的な統計では、乳幼児期には窒息、転落、溺水、やけどなど、家庭内での事故が多く、学齢期以降は交通事故や打撲、骨折などが目立っております。

- 16番（穴井宏二） では、最近の5年間で、全国や、また大分県のデータとしまして、不慮の事故で亡くなっている子どもさんはどのくらいいらっしゃるのか、お願いいたします。

- こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

全国での0歳から14歳の子どもの直近5年における不慮の事故による死亡数は、200人前後で推移しております。令和5年には全国で2,692人の子どもが亡くなっており、そのうち不慮の事故は215人で、全体の約8%を占めております。特に、0歳から4歳で半数以上を占めており、大分県でも直近5年間で10人が亡くなっており、その6割が乳幼児期に集中しています。

- 16番（穴井宏二） 200人ということで、本当に多いなと思いました。

そこで、0歳から4歳に絞ってですけれども、不慮の事故の死因としては何が多いんでしょう

うか、お願いします。

- こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

0歳では窒息が一番多く、その内容はベッド内での窒息、誤嚥等となっております。2歳から4歳では交通事故が一番多く、次いで溺水、窒息、転落が上げられます。

- 16番（穴井宏二） 特に乳幼児期においては、窒息が多いようでございます。窒息は命に即関わる重大な問題でございます。家の中で誤飲や窒息につながる危険なものとしては、針とか画びょう、硬貨、またコンニャクゼリーとか、柔らかい布団、枕などがありますけれども、このような子どもの不慮の事故を防ぐために、どのようなことを具体的に注意して対応すればよいのか、御答弁をお願いいたします。

- こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

事故防止には、保護者自身が家庭の中の危険に気づく力を持つことが大変重要です。そのため、妊娠期からの啓発や訪問時における具体的な助言を引き続き行ってまいります。さらに、市ホームページのこども家庭センターのページに、事故防止のポイントを紹介するページを開設しておりますので、より広く周知啓発を行ってまいります。補助錠の配布等、不慮の事故予防につきましては、国や他の自治体の状況等を注視し、効果的な事故予防策を調査研究してまいります。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。こういう子どもの不慮の事故の防止につきまして、また家庭の中での窒息事故が一番多いようでございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。では、この項はこれで終わらせていただきます。

では、公共施設に入らせていただきます。

公共施設のトイレの洋式化でございます。我が国では世界に例を見ない速さで高齢化が進み、世界の中でも長寿国となっております。高齢化率も全国的には約30%近くになっており、別府市においても34.9%と、直近の値で聞いております。2040年には41%を超える予想が出ております。高齢者人口の増加は、健康で長生きされる方が多いことの表れでもあります。

その一方で、高齢化した社会状況が進む中で、生活習慣病や認知症など高齢者の健康リスクが高まり、介護が必要になり、病気で入院などの割合が多くなるのも事実であります。健康寿命を延ばすことが、これからもますます必要となると思います。高齢者の方が健康で元気に過ごすためには、外出することもその中の方法の一つとして大事なことであります。安心して外出できる環境づくりも大事になってくると思います。その環境づくりの一つとしまして、体力の衰えた方、また膝や腰などの具合の悪い方の外出時のトイレの使用について、またその整備について、併せて学校のトイレについてもお聞きしたいと思います。

まず、別府市内には市の管轄の公共施設がありますけれども、現在どのくらいの施設があるんでしょうか。よろしく申し上げます。

- 次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

市内の公共施設のうち、市民の利用が多い施設を中心に、主な施設を11の類型にまとめた数でお答えいたします。地区公民館などの市民文化系施設が16施設、図書館などの社会教育施設が3施設、市営温泉などの温泉施設が15施設、竹細工伝統産業会館など産業系施設が4施設、別府市総合体育館などスポーツ・レクリエーション系施設が22施設、小中学校など学校教育系施設が23施設、幼稚園・保育園など子育て支援施設が29施設、保健センターなど保健福祉施設が3施設、公営住宅が31施設、トイレのある公園等の施設が48施設、市役所庁舎など、その他の行政系の施設が19施設、以上、合計213施設になります。

- 16番(穴井宏二) 特に高齢の方に特有と見られるのは基礎疾患、例えば高血圧、また膝や腰などの骨格系の御病気を持っておられる方がめまいとかふらつきなどの、姿勢が取りにくいなどの状況になることもあります。トイレの手すりは必須のものとなってきております。今、答弁の中で、213施設と多くの公共施設がありました。中には築年数の古い施設もあるようです。それらの施設のトイレは和式のトイレもあると思います。

現在、公共施設のトイレの洋式・和式は全体でどのような状況でしょうか。また、その中で手すりがあるのは何か所ぐらいあるのでしょうか。また、今答弁いただきました施設のうち、温泉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、子育て支援施設の状況、トイレが何基あって洋式・和式の割合、手すりの割合はどうなっていますでしょうか。答弁お願いします。

- 次長兼総務課長(行部さと子) 答えいたします。

今回まとめました213施設のトイレの数は、合計で4,608基ございます。そのうち、多目的トイレを含みます洋式トイレは3,867基、和式のトイレは741基で、全トイレ数における洋式化率は83.92%となります。また、手すりのあるトイレの個室数は1,084室あり、23.52%となっております。

類型別の施設につきましては、温泉施設15施設のトイレの合計数は57基で、そのうち洋式トイレは42基、和式トイレは15基で、洋式化率は73.68%。手すりのあるトイレの個室数は46室あり、80.70%となっております。

次に、スポーツ・レクリエーション系施設22施設のトイレの合計数は240基で、そのうち洋式トイレは179基、和式トイレは61基で、洋式化率74.58%。手すりのあるトイレの個室は62室あり、25.83%。同様に、子育て支援施設29施設のトイレの合計数は167基で、そのうち洋式トイレは144基、和式トイレは23基で、洋式化率86.23%。手すりのあるトイレの個室数は19室で11.38%となっております。

- 16番(穴井宏二) ありがとうございます。施設によって、いろんなばらつきがあるようでございます。またスペースの関係もあり、トイレの手すりをすぐにつけられるところもあればつけられないところもあるようでございますけども、進めてもらいたいと思います。

公共施設のトイレの洋式化も、市としても進めているようでございますけども、まだ和式トイレが残っているところもございます。高齢者が買物や散歩に出かけることをちゅうちょする一つの要因が、トイレであると言われております。実際、散歩をしている人がトイレに行きたくても、和式だとトイレが困難であまり外出したくないという声を聞いたこともございますし、高齢者が外出しやすいようなトイレの整備をお願いしたいと思います。

別府市内には大きな公園が幾つかありますけども、男女共用のトイレというところもまだございます。具体例を挙げますと、市民体育館につきましてもトイレがたくさんありますけども、洋式トイレは男女1個ずつとなっているようでございます。利用者も多いことから、ぜひ福祉政策の一つとしての視点を持って整備をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 総務部長(竹元 徹) 答えいたします。

公衆トイレを含めました公共施設のトイレにつきましては、家庭トイレの洋式化や足腰の不自由な方のためのバリアフリー化、さらには災害時における避難所機能としての役割などの観点から、これまでも和式から洋式化への整備を進めてきたところでございます。

一方、洋式トイレに対しましては、誰が座ったか分からない便座に肌が触れることに対する衛生面での抵抗感を示す声なども聞かれることから、それらの意見も考慮いたしまして、洋式化を進める必要があると考えております。誰もが利用しやすい利用者の利便性の向上に資するよう、施設の用途、目的やトイレの施設における設置数等を踏まえつつ、

施設の利用形態等に応じたトイレの洋式化に努めてまいりたいと考えております。

- 16番(穴井宏二) ありがとうございます。では最後に、学校のトイレにつきまして若干お聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

バリアフリー、またインクルーシブの教育環境整備が求められておりまして、学校関係もそれに鋭意取り組んでこられたことに敬意を表したいと思っておりますけれども、また学校施設は体育館もありまして、防災機能という観点からも、トイレの洋式化はスピードアップが必要だと思っております。これまでの取組状況と、それによって現状はどうなっているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

- 次長兼教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

別府市学校教育施設等長寿命化計画におきまして、子どもたちの生活環境に合わせて和便器を洋便器に改修をするトイレ改修計画を立案いたしました。その際に、学校現場の意見を十分に反映させ、必要最小限の和式トイレは残した計画となっております。平成30年度から令和2年度に3か年かけて、国の補助金などを活用して計画的に改修し、学校現場のトイレ改修事業は令和2年度に完了しております。その結果、現在学校現場では、校舎内は約63%、体育館におきましては約74%のトイレが洋式化している、このような現状でございます。

- 16番(穴井宏二) 分かりました。本当に様々な、国の補助金などを活用して進めてこられたことに本当に敬意を表してはるんですけども、国は前倒しで2025年、95%という指標を求めているそうでございますが、なかなかすぐには対応はできないかもしれませんが、ぜひ進めていただきたいと思っております。

計画完了から既に5年が経過しておりまして、今後、学校施設のトイレの改修につきましてはどのような方針、計画を持っておられますか。

- 次長兼教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

改修計画の立案に当たりましては、当時の学校担当者と十分な協議を重ねた結果、便器の数を決定し、国費や起債等を活用して計画的に整備を行ってまいりました。その後、学校教育施設に求められる機能や児童生徒の生活実態も年々変容していることもございますので、時代の情勢に合った計画の見直しは必要と考えております。

- 16番(穴井宏二) 分かりました。今、課長おっしゃったように児童生徒の生活実態、また時代の情勢に合った計画、これ非常に大事だと思います。特に、別府市内はグローバル化しておりまして、子どもも多国籍化していますので、そういうふうな現場の声をしっかり聞いた上で対応していただきたいと思っております。

例えば、これは東京方面ですかね、羽村市というところが、トイレの改修計画では、今までは長寿命計画、改修工事と並行してやっておりましたけども、今おっしゃったように生活実態、時代の情勢を考えて、可能な限り学校の要望を反映させて、トイレの洋式化を単独工事としていくような方針を打ち出しておりますので、参考にさせていただきながらお願いしたいと思います。

では、最後の質問に入ります。

高齢者を熱中症から守るためということで、ちょっと予想より早く最後の質問に行きまして、子育ての質問が予想より早く終わったものですからよろしく願いします。

気候変動による気温の上昇は、私たちの健康に対して重大なリスクをもたらします。特に高齢者にとっては、夏場の高温環境が深刻な健康被害を引き起こす熱中症の原因ともなっております。高齢者の方は加齢によって体温調節機能が低下して、暑さを感じにくくなり、喉の渇きに対しても感覚が鈍ると言われております。さらに、在宅時間が長い高齢者の方はエアコンの使用を控えることも多くなりがちであり、屋内での熱中症の発生の原因となっております。本年も猛暑日が全国的に続きまして、9月に入りまして、全

国 250 地点で 35 度以上の猛暑日を記録したこともあり、9 月の最多記録を更新しました。県内各地でも厳しい残暑が続いておりまして、引き続き熱中症に警戒が必要な状況でございます。

そこで、全国の今年の 5 月から 8 月までの熱中症の緊急搬送件数、これはどうなっていますでしょうか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

総務省のデータによりますと、令和 7 年 5 月から 7 月末までの件数になりますが、5 万 9,218 件となっております。平成 27 年以降で 2 番目に多い累計緊急搬送件数となっております。

○16 番（穴井宏二） 今、テレビでも毎日のように熱中症に注意をと言われておりますが、今、課長答弁にありましたとおり、熱中症の搬送件数が約 6 万件近くとなっております。日田市では今年 62 日目の猛暑日が記録されまして、昨年の福岡県太宰府市に並ぶ国内の歴代最多を記録しました。

熱中症の発生場所は住居内で発生することが多いと聞きます。別府市におきまして、今年度の緊急搬送件数は非常に多いということでございますが、その詳しい内容はどうなっていますでしょうか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

担当課に聴取しましたが、令和 7 年 5 月から 8 月までの熱中症による救急搬送は 81 件となっております。そのうち、高齢者の搬送は全体の約 7 割を占めており、住居内からの緊急要請は全体の約 5 割を占めております。

○16 番（穴井宏二） 高齢者の搬送が、別府市では全体の 7 割を占めてございます。やっぱり多いなと思いました。高齢者の方は、先ほども述べましたけれども、体温を感じにくいことから、エアコンを使用せずに熱中症になることもあるそうですが、緊急出動した事案で、エアコンを設置していなかった件数、これを把握していれば教えてもらいたいと思います。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

今年度 5 月から 8 月まで住宅へ緊急出動した 40 件のうち、エアコンが設置されていない件数は 2 件ですが、16 件は未確認となっております。

○16 番（穴井宏二） エアコンを持っていても、窓をもう全開にしてエアコンをかけて熱中症になったという、また救急搬送されたという話も聞きます。しっかりとそういう点も周知といいますか、アピールをしてもらいたいと思います。

今年の秋も非常に暑くなる見込みでございます。気象庁の 3 か月予報では、季節の進行が遅く、9 月と 10 月は平年より気温が高いと予想されております。気象庁は暦の上では秋でも高温が予想されているので、熱中症対策を続けてほしいと呼びかけています。これからの暑い秋を乗り切るために、別府市高齢者福祉課として、熱中症に対する対策で命と健康を守るために行ってきた対策は、どのような対策を行ってきたのでしょうか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

高齢者福祉課におきましては、令和 6 年度は介護・福祉団体等への情報発信として、地域包括支援センターや介護支援専門員協会、介護福祉施設や、別府市老人クラブ連合会へ高齢者への注意喚起、また研修会での講演の演題の一部で、熱中症についても説明していただき、チラシも配布いたしました。また、今年度も早めにポスターやチラシを配布しております。

今後も猛暑が予想されるため、継続して適時注意喚起を行ってまいります。

○16 番（穴井宏二） デパート等に昨日も行きましたが、9 月中旬でもまだ半袖シャツ、また半袖下着等が並んでおりました。私としては非常に汗かきなんで、大変ありがたいなと

思っているところまでございまして、値段も三、四日前よりは、約半額になっておりましたので、早速また買いに行こうかなと思っておりますが、また電気店のほうにも行きましたけれども、まだエアコンもずらっと並んでおりまして、担当者の方も高齢者の方がよく買いに来られますよとっておりました。

このように、本当に酷暑の夏と言われております。特に独り世帯や70歳、または75歳以上の高齢者の2人世帯などの健康状態の把握、また生活実態状況の調査、こういうのをしっかりとやっていくべきじゃないかなと思っております。なかなかこういうことはやっている自治体はあまりないようでございます。何らかの方法で、こういう御高齢の方の生活状況の調査、これをぜひやっていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

高齢者は猛暑の影響を受けやすく、特に在宅生活では熱中症リスクが高まることが想定されます。現場の実態を正確に把握し、適切に対策を講じることは、命を守る上で不可欠であると考えております。しかしながら、エアコンを設置していない高齢者世帯の数がどのくらいあるのか、対象者の選定をどのように行うかなど、様々な検討課題はあると思います。

今年も、別府市では省エネ家電の補助金を利用してエアコンを購入された方が数多くいるとお聞きしております。今後も国や県などの支援の動きを確認しつつ、引き続き他市の状況を注視しながら、総合的に判断していきたいと考えます。

○16番（穴井宏二） 内閣府の消費動向調査では、エアコンの普及率は単身世帯が83.5%、データの的には2人以上の世帯よりも単身世帯のほうが普及率が低く、中でも男性の単身世帯では約2割近くはエアコンがないとのデータがあるようでございます。令和5年度に続き、今年も省エネ家電の購入費用の助成を別府市は行ってまいりました。非常にこれはいいサービスで、電気店の方もすばらしい対応をしていただきまして、本当にいい事業であったなと思っております。

ただ、省エネ基準がありますので、若干高額かなという感じもしております。そういう意味で、電気代を気にする高齢者の方もいると思っておりますけれども、熱中症予防のためにエアコンを積極的に使用するようアピールを、またエアコンはテレビ、冷蔵庫と同じく生活必需品だと思いますので、別府市としまして高齢者向けの低価格家電への補助制度、例えば、ちょっと遠いんですが、東京の江戸川区では冷房費の補助金を月5,000円、夏の期間だけ補助している。また、静岡県の焼津市では高齢者と障がい者の熱中症対策として上限5万円、大阪の泉佐野市では上限8万円という補助をしております。

このように、高齢者向けの低価格家電の補助制度の検討をお願いしたいな、また検討すべきではないかなと思っておりますけれども、市民福祉部長の答弁をお願いいたします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

議員おっしゃっていただいた省エネ家電の購入費の補助ですが、こちら8月で予算のほうがいっぱいになりまして、期日よりちょっと前に終わっている状況であります。今年も多くの方に、エアコンの購入で御利用いただいたところです。

低所得者に対するエアコン設置につきましては、特に高齢者は熱中症の発症率が高いことは先ほどの議論からあります。今年のように異常な暑さが続く状況にあっては、エアコンが必要であると思っております。低所得者に対するエアコン設置に向けて支援することについては、現在本市においてはその支援はございませんが、低所得者世帯などの方につきましては、別府市社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度を利用することができます。また今後、熱中症対策につきましては全国的に大きな課題となっておりますので、国、県、また各市の動向を注視してまいります。

○16番（穴井宏二） ぜひね、何らかの対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

生活福祉資金貸付制度、これは非常に申請、また日数審査等変わりまして、困ってる方にとっては協議会まで行かないといけないという、敷居もちょっと高いかなと思いますので、ぜひ手っ取り早いといえますか、すぐできるような対策をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

- 3番(中村 悟) 創る未来の会、中村悟です。今議会でも継続して一般質問を行わせていただきます。

さて先般、9月14日に行われました県民スポーツ大会の陸上教委議員リレーにおいて、我が別府市が10チーム参加したんですが、1位を取ることができました。1番手が石田強議員、2番手が私中村悟、3番手が塩手悠太議員、4番手が森裕二議員、以上4人ということで、曲がりなりにも、すごく副議長からもプレッシャーを感じながら、絶対1位取るんやと、今年は取れということでプレッシャー感じて、それなりに練習をして臨んでまいりました。

やはり別府市の代表ということで、それが市全体の順位にも反映するということがあったので、あ、これは本当にちゃんとしなきゃいけないなということで取り組んだんですが、一応この本会議場でも前列に並ぶ4人で記録55秒46という、大差での1位でした。これも日頃から私たちを支援してくださっている皆様のおかげです。この場を借りて感謝を申し上げます。

また、議員活動においては別府市民、子どもたちの未来のために市民の皆様のお力になれるよう、これまで以上に全力投球をしていく所存でございます。今後も御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、DV被害者のサポート体制についてです。

別府市のDV被害相談件数についてお聞きしたいと思います。全国における配偶者暴力相談支援センターへの相談件数ですが、令和4年度は約12万2,000件、令和5年度は約12万7,000件と、前年度から約4%増加をしています。また大分県において、DV被害相談件数は、令和4年度は626件、令和5年度は620件、令和6年度は779件と、令和6年度で一気に159件増加をしています。

では、別府市における令和4年度以降のDV被害相談件数を答弁願います。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長(江川裕子) お答えいたします。

別府市男女共同参画センターに寄せられた相談件数は、離婚問題や人間関係など複合的な問題があり、延べ人数で申し上げますと、令和4年度は449件、令和5年度は311件、令和6年度は421件となっております。そのうち、配偶者等からのDV相談は延べ人数で、令和4年度は358件、令和5年度は218件、令和6年度は198件とあり、別府市においては、令和5年度の相談件数は、令和4年度よりも減少している状況です。

- 3番(中村 悟) 配偶者等からのDV相談は、令和5年度から6年度において微減と別府市ではなっているということですが、依然として週4件程度のDV被害相談があるということですか。そして、以前私の一般質問の中で、DV被害者に関する主な行政手続である住民票や戸籍の安全確保措置や転居時の住民票異動手続や、生活・子育てに関する給付手続や移住施設利用の申請など多岐にわたる時間を要する事務手続を、安全を考慮して、人目にさらされないことがないように市役所内の別室にて個別に対応する、いわゆるワンストップ対応というのをお願いしました。現状、それはどのような対応になっていますか。答弁を求めます。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長(江川裕子) お答えいたします。

DV被害者にとって、複数の窓口に行き、被害の状況を何度も説明することは心理的・身体的に大きな負荷がかかると考えられます。別府市では、DV被害者が行政手続を行う際、加害者や知人等と遭遇する危険性を回避するため、女性相談支援員が関係課へ同行

支援を行い、会議室やスペース等を確保し、そこへ関係課職員がそれぞれ出向いて手続が行えるようにするなど、被害者の安全や心理的負担を考慮したワンストップ窓口としての対応を行っております。

- 3番（中村 悟） ありがとうございます。本人の希望を確認した上で女性相談支援員が担当課へ同行支援を行って、ワンストップ対応をしてくださっているということで確認をしました。これによって、DV被害者の方がどれだけ助けられているかということはまだ計り知れないなというふうに思います。行政のDV被害者の方に寄り添った、迅速で柔軟な対応に感謝をいたします。

次に行きます。

各課の統一した窓口対応について質問をします。初期対応の女性相談支援員さんが同行する場合に、ワンストップ窓口での対応を行っているということは理解をしました。では、ふだんDV被害者の方が1人で窓口に来た際の各課の対応についてお聞きをしたいと思います。DV被害者にとって、市役所の窓口での手続は、通常よりどうしても時間がかかるということが多く、加害者や加害者の知人と遭遇する危険性もあり、手続一つを取っても心理的な負担が大きいです。そのような状況にあるDV被害者の方に対する各課の窓口対応の現状がどうなっているのか、お聞きしたいと思っております。

また、DV被害者の方は、やはりその被害の状況から恐怖やトラウマを感じるようになっているケースがとても多く、通常の生活でなかなか感じることはないような、もう息ができなくなるようなストレスを感じているということは容易に想像ができます。ぜひ、ふだんの窓口対応に関しても、DV被害者の方に寄り添った窓口対応を要望したいと思います。では答弁を求めます。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

証明書等を発行する窓口では、申請者の本人確認が重要であり、DV被害者の方が窓口に来られた場合は、より慎重に対応しております。窓口によっては、多くの人目につきやすいところもあり、その場合は、DV被害者に心理的に負担をかけているのではないかと想定されております。DV被害者に寄り添った窓口対応、そして安全な対応については、今後もDV防止等ネットワーク会議にてDV被害者の保護等関係部署の連携や協力、情報共有を図りながら対応を検討していきたいと存じます。

- 3番（中村 悟） 別府市では庁内DV等ネットワーク会議を設置しており、それが機能しているということで、DV被害者の方に寄り添った対応を迅速に庁内全体で連携しているということが分かりました。今回、答弁にて関係部署内で連携協力しながら対応を検討するという言葉がありましたので、ぜひDV被害者の方のふだんの窓口対応について、なるべく時間をかけずに安全に被害者の方に寄り添った対応ができるように、またネットワーク会議内での対策を協議願います。

では、次の質問に入ります。

DV被害者の方は、自身の被害状況を繰り返し説明をするということにストレスを感じます。複数の課で手続をする際に、同じ説明を繰り返ししなくてもいいような仕組みづくりが必要です。また、以前私の一般質問にて要望した、窓口が変わったとしても、もう基本的な情報を記載した別府市独自のカウンセリングシートというのを活用していただきたいと要望しておりますが、担当課の答弁を求めます。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

複数の課での手続が必要な場合、各課での聞き取りで、DV被害者が何度も同じ説明することがないように、市では別府市庁内DV被害者相談共通シートを作成しており、関係各課と情報共有できるようにしております。このシートは、女性相談支援員により作成されているもので、被害者に関する必要最小限度の情報をあらかじめ記載しており、統一的な

状況確認ができるようになっております。このシートを活用し、DV被害者への心理的負担に配慮しながら、関係各課と連携を図っているところです。

- 3番(中村 悟) DV被害者相談共通シートについても迅速に対応してくださっているということで、理解をしました。

それでは、相談体制についてお聞きをしたいと思います。

別府市には、男女共同参画センターに女性相談支援員さんがいます。女性相談支援員さんの配置は、市町村、国により市町村の努力義務ということで記載されておりますが、その人員数と雇用状況を答弁願います。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長(江川裕子) お答えいたします。

まず、女性相談支援について説明をさせていただきます。女性相談支援員とは、DVや性暴力、生活困窮、ストーカー被害など困難な問題を抱える女性を支援する専門職となります。令和4年に制定されました、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に基づき、都道府県及び市町村が配置するものとされており、都道府県では配置義務、市町村では努力義務となっております。県内では配置している自治体はまだ少ない中、別府市では、別府市男女共同参画センターの相談窓口にて女性相談支援員を2名配置しております。

相談窓口では、プライバシーを守り、安心して相談ができるよう環境を整え、相談者の心情に配慮しながら支援を行っております。相談は年末年始、祝日を除く平日の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで行っており、必要があれば、臨床心理士の面談や弁護士の法的な相談を受けることも可能となっております。

- 3番(中村 悟) 努力義務にかかわらず人員を配置していることから、別府市はセーフティネットに力を入れている市だと思えます。私が今年の4月末に大分県の女性相談支援センターに個人視察に行きました。その際も、別府市の女性相談支援員体制や対応についてお褒めの言葉をいただきましたし、別府市男女共同参画センターにまた個人視察に行った際には、そして女性相談員さんとお話した際も、女性相談員さんの専門性の高さであったりとか、やっぱり熱意を持って被害者の方に寄り添った対応をされているということをごく感じました。これからも行政一丸となって、DV被害者の方の心に寄り添った対応を継続して取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

また、繰り返しになりますが、ふだんのDV被害者の方の窓口対応についても今後対策をお願い申し上げまして、この項の質問を終わります。

では、2番に入ります。放課後児童クラブ長期休暇限定預かりについて質問に入ります。

まず、前回の一般質問にてまた私が要望した、小学生の長期休暇限定の放課後児童クラブの開設についてのアンケート調査が先般行われました。回答期限が8月27日水曜日5時まででしたが、アンケートの集計結果を詳細に答弁を願います。

- 子育て支援課長(穴見雄一) お答えいたします。

放課後児童クラブに関する保護者向けアンケートは、放課後児童クラブの待機児童解消対策の一環として、今後開設を検討している夏休み限定児童クラブの開設に向けた検討の際の参考資料とするため、今年の8月18日から8月27日の間で行いました。

対象は、小学生などの児童の保護者のうち、放課後児童クラブを利用している、または利用を検討している方で、565件の回答がありました。そのうち、現在放課後児童クラブを利用している方は345件、61%でした。

アンケート項目、夏休みだけ預かってもらえる児童クラブ、想定としては、利用料金1万5,000円程度、昼食代、おやつ代は別途徴収で、保護者が児童クラブまで送迎する形で利用したいですかの問いに対し、「はい」が422件、75%、「いいえ」が141件、25%でした。「はい」と回答した方の中で、車で児童クラブまでの送迎が可能な方は381件、

90%でした。

次に「はい」と回答した方が希望する開所時間で、最も多かったのが7時30分、希望する閉所時間は、最多が17時30分と18時がほぼ同数でした。

夏休み限定で利用できる児童クラブができた場合、現在利用している児童クラブを利用する期間について尋ねたところ、「利用しなくてよい」という回答が一番多く117件、48%で、「4月から夏休みまで利用したい」が92件、38%でした。

- 3番(中村 悟) アンケート結果で、夏休みの長期休暇限定児童クラブを利用したいという方が75%ということで、多くの保護者の方がこれを希望しているということが分かりました。夏休み長期休暇限定で利用できる児童クラブができた場合、現在利用している児童クラブを利用しなくてもよいという回答が一番多くて、117件中48%、4月から夏休みまで利用したいが92件で38%でした。このアンケート結果から、夏休み長期休暇限定で利用できる児童クラブができた場合、待機児童の解消対策として効果的ということが分かりました。

今後の方向性についてお聞きしたいと思います。今回のアンケート結果で、夏休みの長期休暇限定児童クラブを利用したい75%ということで、多くの保護者が利用したいというふうな意向が示されました。では、今後このアンケート結果を基に、市としてどのように取り組んでいきますか。答弁を求めます。

- こども部長(宇都宮尚代) お答えいたします。

これまでの取組としまして、放課後児童クラブの利用児童数の増加に伴い、令和6年度に山の手小学校区に第3のクラブを新設いたしました。また、常勤の放課後児童クラブ支援員を2名以上配置した場合の委託料基準額の増額、さらに支援員の負担軽減のための業務のICT化等への補助金の交付を行ってまいりました。

このような放課後児童クラブへの取組により、児童健全育成に関する環境は改善してきているものと考えておりますが、令和7年、今年の8月に実施をいたしました保護者向けアンケートから、夏休み限定で預かってもらえる児童クラブができた場合、通常の放課後児童クラブを利用しなくてもよいとお考えの保護者が117件、48%との回答結果が出ております。この回答結果を踏まえ、保護者ニーズの高い夏休み限定の放課後児童クラブの開設は、年度当初の4月の放課後児童クラブの待機児童解消対策として有効であると考えております。夏休み限定の放課後児童クラブの開設につきましては、前向きに調査研究を進めていきたいと考えております。

- 3番(中村 悟) ぜひ、前向きな調査・研究をよろしくお願いします。

そして、次の質問に入ります。

同じく放課後児童クラブの待機児童対策として、放課後児童クラブ送迎事業があります。これは待機が発生している放課後児童クラブの児童を対象として、定員に余裕のあるクラブへタクシーで送迎する、タクシー事業者の協力の下、児童を送迎する事業になります。この事業の現状について担当課がどう捉えているのか、答弁をお願いします。

- 子育て支援課長(穴見雄一) お答えいたします。

この事業を設けた当初は、事業内容として、ある程度関係者との協議は整っていましたが、その後の状況の変化により、タクシー事業者の確保が困難になったこと、児童と一緒にタクシーに同乗する支援員の確保の問題などにより、事業の実施に至りませんでした。今後は、実現可能なより保護者ニーズに沿った事業を行ってまいりたいと考えています。

- 3番(中村 悟) 私の認識では、この事業は様々な課題があるというふう感じております。先ほどの答弁にもありましたが、例えば児童と一緒にタクシーに同乗する支援員さんをどちらのクラブから出すのかという問題であったり、保護者はどちらのクラブにお迎えに行けばいいのか、もしくはそもそも校区外の友達がないクラブで過ごすことでの児

童の心理的影響や、クラブ側の支援の難しさなどが上げられると思います。また、この事業を始めた当初と今では、タクシー事業者さん側の状況も大分変化していると推察をされます。

以上の状況を鑑みると、放課後児童クラブ待機児童対策として、送迎事業を見直し待機児童、特に低学年の児童が親がいない状態で夏休み、朝から1人で家にいるという状況をつくらないための事業、市営の長期休暇限定放課後児童クラブ事業を進めていくほうが現実的であり、保護者の困りに直結する事業になると思いますが、いかがでしょうか。お考えを答弁願います。

○こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

8月に行いました保護者向けアンケートの結果から、夏休み限定の放課後児童クラブの利用を希望する保護者が多かったことから、保護者のニーズに沿った事業の実施に向けて調査研究を進めてまいりたいと考えているところです。既存の放課後児童クラブとも、必要に応じて協議をさせていただきながら、課題の解決に向け、よりよい方向へ進んでまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟） この事業を検討するに当たっては、当然現場の生の声が必要になってきます。保護者に合わせてしっかりと現場への支援と現場の声を聞き取っていただきたいと思います。この事業は待機児童問題解消や、保護者の安定した就労促進に大いに効果的だと思いますが、一方で現状利用者が少ない児童クラブがさらなる利用者の減にならないよう配慮する必要もあるかと思えます。今後、放課後児童クラブ連絡協議会さんと連携を取って、協力を仰ぎながら二人三脚で確実に進めていくことを要望して、この項の質問を終わりたいと思います。

では、3番の質問に入ります。別府市就学前教育・保育ビジョンについてです。

令和9年4月から継続する私立幼稚園、境川、朝日、石垣、上人、鶴見、山の手幼稚園において2年保育を実施すると発表されました。当初は令和8年度から境川幼稚園、朝日幼稚園のみで、複数年保育は試験的に実施をされる予定でしたが、変更した経緯を答弁願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

公立保育園の2年保育につきましては、別府市修学前教育・保育ビジョンでは、境川、朝日幼稚園の2園で試行的に実施すると計画されておりましたが、保護者アンケートでは829件中162件、パブリックコメントでは103件中23件、公立幼稚園の複数年保育を望む声をいただいております。

公立幼稚園といたしましては、子ども一人一人の育ちがより保障できる2年保育を全園で実施することにより、質の高い幼児教育を市内全域に提供することができ、地域間格差を解消することにつながります。さらには、特別な支援が必要な子どもや配慮が必要な家庭への対応につきまして、私立施設では受入れが難しいケースを公立が担い、2年間かけて支援を行うことにより、就学後の子どもの育ちにつなげていくことが公立幼稚園としての役割であると判断した結果、令和9年度から東山幼稚園を除く全園で2年保育を実施することといたしました。

○3番（中村 悟） 当初は境川、朝日幼稚園の2園のみで試行的実施をし、全体実施については試行実施以降に検討するということでしたが、保護者の声を受けて試行実施を取りやめ、当初から全園にて実施をするということです。令和9年度からですね。

では、公立幼稚園の支援体制についてお聞きをしたいと思います。

現状では各園正規職員を1人もしくは2人、あとは全て会計年度任用職員が担っています。正規職員が1人体制ですと、その方が例えば病欠だったりとか産休など、長期休を取得する場合の支援体制に問題が出ることが懸念されます。令和9年度から全園2年保育体

制に移行するタイミングに合わせて、全園の正規職員複数配置体制など、より安定した保育体制の実現を要望します。答弁を求めます。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

幼稚園教諭の適正な配置に向け、本年度は5名の幼稚園教諭を採用いたしました。また、来年度は4名を採用予定でございます。公立幼稚園が14園から7園に集約されることで、1園当たりの正規教員も増加し、複数配置が可能になる見込みでございます。今後も正規職員の複数配置を含めて、安定した保育体制を実現するために、各園の幼稚園教諭の適正な配置を進めてまいります。

○3番（中村 悟） ぜひ、正規職員複数配置体制による安定した保育体制の実現をお願い申し上げます。次の質問に入ります。

通園時の安全確保についてです。

移住する地域の小学校に市立の幼稚園がない場合は、お隣の小学校区の幼稚園が校区となります。園児の足で歩いて登園するには体力的にも、安全性的にも難しいと言わざるを得ません。

その場合、仮に園児が歩いて登園した際の安全対策についてどう行っていくのか、答弁を求めます。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

隣接小学校区の幼稚園に通う園児の安全対策につきましては、通学路の環境整備が不可欠であります。特に、危険箇所につきましては優先的に取り組むべき課題と認識しており、別府市通学路安全推進会議で、関係機関と連携して危険箇所の把握と改善に努めております。

また、安全性を高めるため、保護者や地域のボランティア等の協力を得て、通学路における見守り体制を強化するなど、各地域の実情に応じて最適な対策を選択し、継続的に改善を図ってまいります。

○3番（中村 悟） 登園時の安全確保については、当然行政や警察など公の機関だけではなくて、保護者や地域の皆さんの御尽力も賜りながら、総力で取り組むことが必要だと思います。仕組みづくりの構築に向けて、御尽力をこれからよろしくお願ひします。

次の質問に入ります。

現実的には、保護者の方が幼稚園まで車で送迎をするというケースが多いと予想されます。しかし、学校周辺は7時半から8時半までスクールゾーンに指定されており、原則車の乗入れが禁止をされている学校もあります。また、令和5年度には2つの請願が提出され、受理されました。その請願においても、スクールゾーンや学校内への送迎車侵入などの安全な通園・通学路の確保が要望されています。来年3月末をもって別府幼稚園、南幼稚園、大平山幼稚園の3園が閉園をします。これまで安全な通園・通学路の確保について検討された進捗状況について、答弁を求めます。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

公立幼稚園のうち、令和9年4月以降も継続をする7園につきましては、自家用車による送迎も想定をいたしまして、安全に子どもたちが乗降できるための環境整備について、同一敷地内にございます小学校等と検討を重ね、現在も進行中でございます。公立幼稚園や隣接する小学校の敷地事情、また周辺の交通事情など課題も様々でございますが、子どもたちが安全で安心して通園できることを大前提に、公立幼稚園へ通園を希望する子どもたちや保護者の期待に寄り添い、令和9年4月までには安全な通園を確保するように引き続き努めてまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟） そもそも、学校の施設がもともと車の送迎を前提につくられていないということがあるため、難しさもあるだろうと、現場を見ていて推察されますが、地域の

実情に配慮しつつ、隣の小学校区から通園をする園児の安全な通園手段の確保にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。発達に特性がある園児の対応についてです。

文部科学省が出した特別支援教育の現状の資料によると、特別支援学級在籍者数の推移は、平成22年は全国で14万5,431人でしたが、毎年増え続けて令和2年では30万2,473人と、10年間で何と2倍以上となっております。幼稚園児においても、同じような傾向にあると推察されます。

そこで、市内の公立幼稚園に在籍している発達に特性がある園児の人数など、傾向について答弁を願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒数につきましては、文部科学省のデータにより把握しておりますが、幼稚園については特別支援学級自体がありません。しかし、現場の姿から、支援を要する園児数は増加傾向にあると捉えております。

○3番（中村 悟） ひとえに発達に特性がある園児といっても、自閉症スペクトラム症候群、または注意欠如多動性障害、学習障害など特性は様々になります。幼少期からの発達支援を行うことは、脳の可塑性が高い時期に適切な介入を行うことで、将来的な発達のぶれや困難を軽減し、自己肯定感・情緒の安定、社会性の発達を促す上で非常に重要だと言えます。

そこで、市内の公立幼稚園において、発達に特性がある園児の支援体制について答弁を願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

令和7年度は、東山幼稚園を除く13園全園に加配教員を1名ずつ配置し、特別な支援が必要な園児の支援を行っております。

○3番（中村 悟） 東山幼稚園を除く全園に加配教員を1名ずつ配置しているということですが、勤務条件によっては特別支援員がいない時間帯があるということです。あくまでも園やクラスによって園児の状況は違うと思います。現場のニーズに臨機応変に対応できる体制づくりが必要だと考えますが、担当課のお答えを答弁願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

支援員につきましては、勤務日数及び勤務時間に制限がございますが、その場合は正規を含めた職員が支援に入っております。今後も現場のニーズを聞き、特に安全面には配慮しながら、適切に支援に入れる体制を構築してまいります。

○3番（中村 悟） 令和9年度から、継続する公立幼稚園の全園2年保育が実施されます。当然ながら、さらなる特別支援体制の強化が必要になってきます。全園2年保育実施以降の特別支援体制についても、答弁を願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

今後も、幼稚園教諭の配置体制につきましては、特別支援教育に係る体制も含め、適正に進めてまいります。

○3番（中村 悟） 教育現場の声を大切にしながら、特別支援教育体制の強化をぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。市立幼稚園の預かり保育の体制についてです。

市立幼稚園降園後の預かりについては、そのまま幼稚園で預かりを実施する園と、併設する放課後児童クラブが担うケースがあります。それでは、幼稚園で預かり保育を実施するケースの支援員体制はどうなっているのか、答弁を願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

現在、常時2名体制になるように3名の預かり保育支援員によるローテーション体制を整えております。これによりまして、子どもたちの安全確保と適切な保育環境の維持に努

めております。

また、予期せぬ事態や、特別な配慮が必要な場合には、幼稚園教員も柔軟に対応しているため、支援員だけでは対応が難しい状況にも適切に対処できる体制を構築しております。

- 3番（中村 悟） ふだんの預かり保育では、予期せぬ対応も幼稚園教員も柔軟に対応していただいているということですが、私の下に、預かり保育時の支援員体制について不安の声を、現場の方からいただきました。特に土曜日の預かりに至っては、小学校・幼稚園が休校・休園のため、施設内が会計年度職員さんのみになり、もしものときの判断であったり、責任の所在、または災害発生時の不安など声が寄せられました。また、特別な支援を要する園児の個別対応が必要なクラスの場合、支援員体制に不足が生じやすく、安定的な見守りに課題が出てくるということです。土曜日の預かり保育の支援員体制について、担当課のお考えを答弁願います。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

土曜日の預かり保育の現状につきましては、平日と同様の支援体制を整えており、常時2名体制を確保するため、幼稚園教諭等の普通免許状や保育士資格などを持つ3名の預かり保育支援員によるローテーション体制を組んでおります。これによりまして、災害発生時等においても責任を持って対応できる体制を整えております。

令和9年度から別府市立幼稚園7園で2年保育が実施されることに伴いまして、正規職員を含めた体制の構築など、より充実した土曜日の預かり保育の在り方を検討してまいります。

- 3番（中村 悟） 令和9年度から2年保育実施に合わせて、正規職員を含めたより充実した預かり保育体制を検討するとのことですが、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中でも、特別な支援が必要な子どもや配慮が必要な家庭への対応について、私立の施設では受入れが難しいケースを公立が担うと発言がありました。特別な支援が必要な子どもや配慮が必要な家庭への対応を公立幼稚園が担うには、配慮が必要な子どもについての専門的な知識や経験を、現場を担う幼稚園教諭や支援員さんが身につけるためのスキルアップ研修も当然ながら必要になってくると思います。教育で何が一番大切かという、私はやっぱり人だと思います。そこで働く幼稚園教諭、保育支援員さんたちが落ち着いて園児たちに向き合える環境整備を、これからもよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。空き家問題についてです。

まず、別府市の現状についてお聞きをしたいというふうに思います。空き家問題は、人が住まなくなった家が増加し、様々な問題を引き起こす社会問題のことです。具体的には、景観の悪化、ごみの不法投棄、犯罪リスクの増加、倒壊の危険、地域の活力低下などが上げられます。

空き家増加の背景には、主に2つの原因があります。1つ目は、高齢化社会が進み、所有者が施設への入所等で空き家が急速に増加をすること。2つ目は、空き家の相続人が空き家の管理や活用について問題を抱えているということです。全国の使用目的のない空き家は、平成10年の180万戸から平成30年では350万戸と増加しており、放置空き家が問題視されています。

そんな中、国会では、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月に成立をしました。この法律では次のことが定められています。空き家の実態調査、空き家の所有者への適切な管理の指導、空き家の跡地についての活用を促進、適切に管理がされていない空き家を特定空家に指定することができる、特定空家に対して助言・指導・勧告・命令ができる、特定空家に対して罰金や行政代執行を行うことができるとあります。

ここから、別府市の現状について質問します。平成25年度に本市で空き家等実態調査

を行った結果、空き家数は940件でした。その後令和4年度に再調査したところ、2,407件でした。これは9年間で実に2.5倍、空き家が増えているということになります。国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来人口推計によると、今後少なくとも2045年までは65歳以上人口は増え続けます。さらに空き家が増え続けることが予想できます。別府市の都市計画において、重大な課題だと言えると思います。

では、別府市の令和5年以降の空き家件数を年度ごとに答弁願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

最新の空き家件数といたしまして、令和6年度末で2,395件の空き家を確認しております。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。令和5年度が2,455件ということで、令和6年度は私も調べましたところ、2,395件の空き家を確認しているということです。令和6年度は、令和5年度に比べて空き家件数が微減ということです。これは全国的に空き家件数というのが増え続ける中で、別府市の空き家件数が減るということは別府市の空き家対策が効果的に機能しているということとも取れると思います。

ただ、私が市民の皆様から寄せられた声の中にも、隣の空き家の越境雑草や崩壊危険空き家に関するものが増えてきたなというふうにも実感があります。さらにスピード感を持った積極的な取組が重要になってくるなというふうにも感じております。

それではここからは、別府市の各空き家対策について質問をしていきます。

国土交通省が行った令和元年空き家所有者実態調査を参考に、将来的に空き家になった家の取得経緯を見てみると、54.6%が相続でした。相続の発生時に所有者の確定をせず放置する等により、空き家となっているケースが半数以上ということです。そこで、死亡届時、空き家のリーフレットを配布し、適正管理及び利活用の必要性を確実に届ける、併せて相続登記の義務化についてのリーフレットを配布し、相続登記を促す対策を市として行っているということですが、それはどの程度効果がありましたか。答弁を願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

空き家の予防施策としまして、死亡届出時に相続関係者の方へ空き家管理についてのリーフレットを配布し、空き家の適正管理、利活用の必要性、相続登記の義務化について周知をしているところでございます。令和6年度の空き家件数が減少していますので、一定の効果は表れていると考えております。今後は、様々な相談に対応できるような相談窓口を一元化するなど、早期に問題解決が図れるような仕組みづくりを行ってまいります。

○3番（中村 悟） 今の対策は、やれば確実に効果が出る取組だと思いますので、これからも工夫しながら、さらに効果が出るようにぜひ継続して取組をしていただきたいと思います。

別府市では空き家相談会を平成29年から毎年行っております。専門家、例えば行政書士さん、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士を配置し、空き家に関する全ての相談を受付しています。市報やケーブルテレビ等で周知をしていますが、相談件数は減少傾向になっています。令和元年は空き家相談会を3回開催し、10組の相談者がピークに、令和4年度については1回、空き家相談会1回開催し、参加者は1組ということです。

では、令和5年度からの開催件数と参加組数をお答え願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

令和5年度は1回開催で、参加者はありませんでした。令和6年度は2回の開催で、12組の参加をいただいております。

○3番（中村 悟） 令和4年度は1組、令和5年度は参加者なしということです。空き家の総数から見て相談、相談会の参加者が少ないように感じます。その原因と対策についてどう捉えているのか、担当課の答弁を願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

これまでの募集方法は、ホームページや市報等に掲載しまして応募を募っておりましたが、周知が不十分であったと感じております。令和6年度からは、これまでの募集方法とは別に、空き家所有者へ直接案内を送付するプッシュ型へ変更し、参加を募っております。今年度についても2回の開催を予定しておりますので、多くの方に参加いただけるよう努めてまいります。

○3番（中村 悟） 空き家所有者へ直接内容を通知するプッシュ型に変更したことで、今回効果が現われているということです。これからも、積極的に情報を渡しに行くような対策を継続してお願いいたします。

次に行きます。

別府市では、空き家バンクと称し、空き家を売りたい、貸したい所有者と、買いたい、借りたい個人または事業者をつなげる取組をしています。この事業は、空き家問題を前向きに解決するとともによい取組なのですが、令和4年に2,407件ある空き家に対して、令和5年3月末時点で空き家バンクの空き家登録件数が180件、今年の8月8日時点で228件です。令和4年の空き家件数2,407件の状態を調査したところ、A判定（現状のまま利用可能なうち）が823件で34%、B判定（小規模な修繕で利用可能）が1,063件、AとBを合わせると、利活用可能空き家は78%になります。空き家バンクに登録可能な件数は令和4年で1,885件ほどになるというふうに言えると思いますが、令和5年度3月末時点で空き家バンク登録件数180件、今年の8月8日時点で228件の登録は少なく感じますが、いかがですか。考えられる理由と今後の対策について答弁を願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

人口減少や既存ストックの老朽化など、様々な問題がある中で、自分が生まれ育った家を利活用することには抵抗があり、借りたい人がいるのに貸したい人がいないような状況になっております。そのような方々に対しまして、相談窓口を一元化することで、直接、また丁寧に制度の説明を行うなどの取組をはじめ、空き家の除却補助金、利活用補助金の制度の見直し、さらには流通しにくい案件について、所有者と近隣の方などとのマッチングを行うことで、買いたい人、登記費用程度で売買ができるような働きかけも進めてまいります。

○3番（中村 悟） 私の周りにも、別府市空き家バンクのサイトを頻繁に閲覧している方が多くいます。空き家を住居用に購入したい方や、空き家再生事業として空き家を利活用したい方もたくさんいます。ただ、登録件数が少ないという意見を見たことがあります。所有者の意向が空き家については第一のため、担当課としても難しさがあるということももう重々理解しておりますが、今後より空き家件数の登録が増えるように、より一層の御尽力をお願い申し上げます。

次の質問に入ります。老朽危険空き家等、除却推進事業についてです。

別府市では、今後増加が予測される空き家対策として、平成28年度より別府市特定空き家等除却推進事業を始めました。老朽化で倒壊等のおそれがある空き家を除却する費用の一部を補助する事業で、空き家除却費用の上限が50万円、補助率が2分の1、別府市が補助する事業です。平成29年度は利用の条件として、除却後5年間は跡地の活用が不可でしたが、令和3年度より条件を撤廃しました。また令和4年度より、老朽危険空き家等除却推進事業と名称を変更し、現在に至っています。

では、この事業の令和元年度以降の利用実績について答弁を願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

令和元年度の実績は0件、2年度6件、3年度7件、4年度10件、5年度8件、6年度は5件となっております。令和7年度は申請者の所得制限を廃止したことにより、10

件分の予算に対しまして、既に9件の申請をいただいております。

- 3番(中村 悟) 令和6年度は所得制限があり、10件が上限ということですが、5件の利用実績でした。令和7年度からは所得制限が撤廃されたことで、上限10件のうち既に9件の申込みがあり、5月8日に受付が開始されて約4か月で残り1件ということです。別府市内の限りある土地という資源を滞らせることなく、循環利用を促すためにも、今後、別府市老朽危険空き家等除却推進事業の補助件数を増やすなど、市民に寄り添った、さらに使いやすい制度にすべきだと考えますが、いかがですか。担当課の答弁を願います。

- 建設部次長(渡邊克己) お答えいたします。

今年度から申請者の所得制限を廃止したことで、これまでより利用しやすくなっております。今後もこれまでの実績や市場の状況を踏まえ、補助金の増額や件数などについても関係課と協議を行い、より使い勝手のよい制度の運用を図っていきたくと考えております。

- 3番(中村 悟) ぜひ、前向きな検討をお願いいたします。

次の質問に入ります。

空き家等対策特別措置法では、所有者の義務である空き家の適正管理をしない所有者に対して、市町村が特定空家に指定し、助言、指導、勧告といった行政指導、そして、勧告しても状況が改善されない場合は命令を出すことができようになりました。勧告を出された段階で、住宅用地特例の対象から除外され、固定資産税の優遇措置が適用されなくなり、従来の土地の税金約6倍を課税されることとなります。それでも対処しない場合は命令段階になり、命令に背くと50万円以下の罰金が課されます。それでも対処をされないという場合は、行政が所有者に代わり対処し、その費用を所有者に請求する行政代執行により、樹木の伐採や塀の撤去、建物の解体が行われる可能性もあります。別府市の空き家の行政代執行の主な種類には、所有者はいるが、緊急性が高い場合に例外的に行う行政代執行と、所有者が特定できない場合に適用される略式代執行があります。

では、令和元年からの特定空家認定件数と、勧告を行ったことにより住宅用地特例措置の対象から除外された件数について答弁を願います。

- 建設部次長(渡邊克己) お答えいたします。

特定空家の認定件数は、令和元年度1件、2年度6件、3年度17件、4年度9件、5年度3件、6年度5件、今年度、7年度ですが、3件となっております。そのうち32件については既に解体をされております。

なお、勧告を行いました件数ですが、2件となっております、1件は解体済みというふうなことでございます。

- 3番(中村 悟) では、これまでにそれら特定空家について行政代執行、または略式代執行にて解体を行った実績について答弁を願います。

- 建設部次長(渡邊克己) お答えいたします。

これまでの代執行の実績件数は、3件となっております。全て略式代執行にて実施しております。

- 3番(中村 悟) ありがとうございます。

また、令和5年12月に改正空家法が施行され、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家になる前の段階からの空き家の適切な管理が図られるよう、管理不全空家に対する措置が新設されました。放置すれば特定空家になるおそれのある空き家を、市区町村が管理不全空家に認定し、管理指針に即した管理を行うことを空き家の所有者等へ指導できるようにするものです。指導してもなお状態が改善をしない場合には、市区町村は勧告を行うことができ、勧告を受けた管理不全空家は、特定空家と同様に敷地に係る固定資産税などの軽減措置の適用を受けることができなくなります。

では、別府市で管理不全空家に認定した空き家件数を答弁願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

管理が行き届いていない空き家につきましては、定期的に適切な維持管理のお知らせ、お願いを行い、さらには管理責任についても周知をしておりますが、すぐには改善されていないような状況でございます。

なお、管理不全空家としまして判定し、指導、勧告を行った空き家は現在のところありませんが、今後は管理指針に即した措置について、適切に対応してまいります。

○3番（中村 悟） 今後、南海トラフ地震などの大きな地震が来た際に、倒壊の危険があります。また、伸び切った草木による越境草木、害虫の増加、不法投棄の増加など、近隣の住民にとっては環境だけでなく命の危険にもつながりかねません。近隣住民に与える様々な影響の大きさを鑑みると、行政としても積極的に対応していく必要があるかと思いますが、いかがですか。答弁を願います。

○建設部長（山内佳久） お答えいたします。

これまで空き家問題の相談や問合せなどの窓口を、別府市が全て対応いたしておりました。しかしながら、空き家特有の専門性が高い課題が多く、解決に時間を要するケースが増えてきている状況です。

そのような状況を踏まえ、様々な専門家や専門事業者をつなぎ、専門性や複雑な問題も相談できる窓口の機能や派遣など問題の早期解決を図るために、別府市と民間事業者との官民連携型のプラットフォームを構築し、併せて担い手の人材育成などを現在進めているところでございます。

○3番（中村 悟） 今月の8日に開催された別府市都市計画課主催の第2回空き家を語ろうに私も参加をさせていただきました。空き家対策に対しての別府市独自の新しい取組として、先ほど答弁があった官民連携型のプラットフォームをつくるという説明が、担当課からも説明がありました。約50人程度の出席者の中には、様々な業種の不動産に関わる専門家の方も多く、現場に精通する民の力とうまく協働することで、ここ別府市が全国に先駆けて空き家対策の先進地となるポテンシャルを持っている取組だと感じました。あとは集団の組織づくりであったり、それぞれの思惑を持った事業者さんたちとどう融合して、よりよい組織をつくっていくか、担当課の手腕にかかっていると思います。一定の役目を終えた空き家が、お荷物ではなくて財産として次の世代にスムーズに引き継がれるような仕組みづくりを考えていかないといけません。

また、特に最近では管理ができていない空き家についての困り事を近隣住民からお聞きすることが多くなりました。つい先日、8月27日の夕方に落雷による影響で空き家が燃える火事もありました。地震もしかり、そういう自然災害による事故も懸念されます。空き家対策は今後別府市の最重要課題として、これまで同様緊張感を持って取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（安部一郎） 休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

○9番（美馬恭子） 本日5番目ということで、学校の授業でも5時間目に入りますとかなり疲れが出てくるようですけども、しっかりと最後まで質問を続けていきたいと思しますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。日本共産党の美馬恭子です。では最初からいきたいと思ひます。

まず、1、子ども・子育てについてということでお伺ひしていきたいと思ひます。

今回、運営の基礎となる条例が議第69号として出されました。今回の条例の内容について説明してください。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

令和8年度から全国で実施されるこども誰でも通園制度の実施に当たっては、その設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされています。市が条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものとされていることに伴い、今9月議会に条例制定の議案を上程しています。

この条例は、全28条から成る条例で、第1章総則は19条からなり、趣旨や最低基準の目的、乳児等通園支援事業者の一般原則などを定めています。

第2章、乳児等通園支援事業は7条からなり、乳児等通園支援事業の区分、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に分けて、設備の基準や職員の基準、支援の内容などを定めています。

第3章は2条からなり、雑則を定めています。

○9番（美馬恭子） 国からの一律の条例ということで、別府市としては第5条の7のみを条例として付け加えたというような説明をお聞きしました。御存じのとおり、市町村の判断で適切な保育が提供できるように基準等を決めることができるというふうにされています。こども誰でも通園制度を基準を決めるのは市町村の判断で、国が示している基準を上回ることも可能です。来年度からは全国的に制度開始となりますが、これを活用し、地域の子育て環境が少しでも改善するようにしていくことが、大変必要ではないかと考えております。

来年の4月事業開始に向け、現在どのような状況になっていますか。また、どれぐらいの園での実施となりそうなのですか。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

7月上旬には、市内の私立の保育園、認定こども園、幼稚園に対し、制度概要の説明を行いました。また、私立保育園等に対して意向調査を実施するとともに、7月中旬には市民アンケートを実施し、その結果を私立保育園等に情報提供するとともに、現在、別府市公式ホームページに掲載しています。

7月上旬に行った意向調査では、5施設が実施意向を示しており、15施設が検討中となっています。今9月議会で条例案が可決された後は、各事業者へ再度意向を確認し、実施の意向がある事業者と協議を行いながら、実施に向けた準備を進めたいと考えています。

10月以降には、実施を希望される事業者からの申請を受け付け、令和8年2月に認可の決定を予定しています。令和8年4月の事業開始を目指し、受入れ施設の意向や市民アンケートでいただいた御意見を踏まえながら、受入れ体制等の協議を進めていくとともに、事業の詳細が決まり次第、市民や対象となる子どもがいる御家庭への広報を行ってまいります。

○9番（美馬恭子） 今回は、園との直接契約ということで入るようになっていきます。園を選択して、面談を実施することが必要だというふうになっています。この面談はとても大切なことですが、試行的事業を進めていたところでは、電話での簡易な聞き取りのみとされているところもあったようです。この面談に関してはぜひしっかりとした内容で、どの園でも面談が行われるようにしていただきたいと思いますという思いを持っております。

それでは、全国的な声として、配慮が必要な子どもの受入れや親子通園の実施方法など様々な検討事項がありますが、別府市での検討は進んでいるのでしょうか。

○こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

事業の実施方法に関しまして、検討が必要な事項につきましては、実施方法、受け入れる子どもの年齢、時間枠など利用パターン、食事の提供や親子通園、特別な支援が必要な場合の対応、子どもへの関わりや遊びの内容、その他としまして、キャンセル時の取扱い、事故や災害発生時の対応などがございます。令和8年4月以降の実施に向けて、事業者と

一つ一つ具体的な話を詰めてまいります。

- 9番（美馬恭子） 国からの検討事項を今後見ていくことになるのですが、面談事項もそうですけれども、民間の事業者とともにしっかりと連携をしていくことが必要だと考えています。月の時間数、また、一般型乳児等通園支援事業ではなく、余裕活用型乳児等通園支援事業を選択している事業者がほとんどであるということを聞いています。実際に誰でも通園制度にて子どもの保育を担う一歩にしていくのであれば、一般型の事業者を支援していくための補助も考えていただきたい。これは実際に事業者に支給する額は市町村が決めることとなりますので、安易に進めるというわけにはいかないと思いますが、どうぞ慎重に進めていっていただきたいと思っています。

保育士に新たな負担を発生させることは、今でも厳しい保育士の労働環境は悪化させることとなります。そのためにも保育士の十分な確保は必要です。今、行われている一時預かり事業所との整理も必要になるのではないのでしょうか。一時預かり事業所の目的は、日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合などに、保育所などで乳児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備するということです。

しかし、現在保護者の就労等を理由に、定期的に保育を必要とする入園児への保育が優先されているという現状もあるように聞きます。この点も踏まえて、しっかり整理されていくことが今後必要になってくると考えております。

それでは、次の質問に入っていきたいと思います。

この制度の対象となる保育園に通わず、在宅で子どもを見ている親子の中には何らかの理由により預けにくい、または預けられない人が多いとも思います。これらの親子に対しては、市が関与して各種サービスにつなげていくべきだと考えていますが、そのような親子への対応はどのようにしていくのでしょうか。

- こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

子育て世帯に寄り添った支援を行うという点で、妊娠期から出産、子育て期と切れ目のない相談支援体制を整えており、早期から育児支援を開始できるよう努めているところでございます。これまでと同様に、保護者との関わりの中で、子どもや子育てに関する相談をお受けし、情報提供するとともに、内容に応じて、こども家庭センターへつなぐなど関係機関と連携して、ニーズに応じた支援を行う、そういう流れになります。

- 9番（美馬恭子） こども通園制度が導入された経緯といたしまして、0歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全ての子ども、育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するというふうにうたわれています。

この導入趣旨から考えても、今回の制度は市の中でしっかり検討を重ねて進めていくことが重要だと考えます。今からのスケジュールの中で、時間は少ないとは思いますが、よりよい形で実施されていくこと、そして実施後も検討を引き続き続けていただきたい、別府市として市民に求められる制度にしていっていただきたいと切にお願いしたいと存じます。

それでは、次に入っていきたいと思います。市立幼稚園2年制保育への変更についてです。

直前の中村議員の質問にもありました。ですが重ねてお伺いしたいと思っています。令和3年6月に、別府市就学前の子どもに関する教育等審議会の報告書が提出されました。平成元年に900人を超えていた園児数は、令和2年には半数の400人弱となりました。園

児募集集団は縮小していっています。育ちの保障につながる1学級当たりの望ましい園児数は、1学級当たり20ないし30人が望ましい。1園当たりの学級数は、最低でも2学級がよいという意見が集約され出されました。適正とは何なのかという議論も出され、地域性に考慮し、地域の保護者が困ることなく通えるような配慮がよい、どんな保育をするのかを踏まえながら考えるべきである。

また、保護者としては1校1園制を存続してほしい、地域の特色を踏まえて様々な園があってもよいのではないか、などの意見も出されました。しかし、子どもの発達を保障するために望ましい園児集団を考慮し、新たな方向を示すとされて、14園から7園へとかじが切られました。

その中で、以前も言われていましたが2園、朝日と境川のみが4歳児保育を試験的に導入するということが決まりました。保育ビジョン策定後もパブリックコメントの募集があり、その中では、どうしてほかの園では4歳児保育が導入されないのか、通園範囲が広くなることは大きなデメリットである、一部の公立幼稚園に4歳児保育が限定されることは疑問だ、などとの声も上がりました。また、その中には、今の現状では1年保育のみで、公立の幼稚園に行くことが本当に必要なのかというような疑問の声まで上がっていました。

中村議員の質問から、少しは私も思いが分かったような気がいたしますが、再度、どうしてこのような方針を変更するに至ったのか、経緯についてお話させていただきたいと思いません。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

公立保育園の2年保育につきましては、別府市修学前教育・保育ビジョンでは、境川、朝日幼稚園の2園で試行的に実施すると計画されておりましたが、保護者アンケートやパブリックコメントにおきまして、公立幼稚園の複数年保育を望む声をいただいております。公立幼稚園としましては、子ども一人一人の育ちがより保障できる2年保育を全園で実施することにより、質の高い幼児教育を市内全域に提供することができ、地域間格差を解消することにつながります。

さらには、特別な支援が必要な子どもや配慮が必要な家庭への対応につきまして、私立施設では受入れが難しいケースを公立が担い、2年間かけて支援を行うことにより、就学後の子どもの育ちにつなげていくことが公立幼稚園としての役割であると判断した結果、令和9年度から東山幼稚園を除く全園で2年保育を実施することといたしました。

○9番（美馬恭子） 今までも、このような議論は本当に多く交わされてきました。その都度、できない理由を述べられ、決定事項に変わりはないのかと納得しないまでも、それ以上の議論にはなりません。今回、2年保育が全ての園でされるということに対して、反対する意図はございませんが、しかしどうしてこの時点でという思いは私の中には変わらずあることを述べさせていただきたいと思いません。

少子化が進む中、全園で2年保育を実施したところ、新たに4歳児が多く集まるとはとても考えにくいです。今現在、両親ともに働いている、独り親家庭の方も働いている、そんな中で、小さい頃から保育園に預けている方も少なくありません。そういう場合に、2年保育になったからと言って、公立の幼稚園に預け直すということはとても考えづらいことです。人数が少ない場合、以前にも言われていましたが集団として成り立つのでしょうか。各幼稚園が目指す保育がやりにくいのではないのでしょうか。そんなことを考えると、どうしてこのようになったのか、市教委としての見解をお伺いしたいと思います。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

公立幼稚園では、特別な配慮を必要とする園児やその保護者への支援を含めた保育を実施するという、公立保育園の役割を果たすことを目的としております。集団での教育活動

は大切であると認識はしておりますが、たとえ人数が少ない場合となったといたしましても、2年保育を実施することで、就学後の子どもの育ちにつなげ、よりよい教育効果の高い幼稚園教育を推進し、公立幼稚園としての役割を果たしていきたいと考えております。

- 9番（美馬恭子） おっしゃっていることは理解をしております。しかし、今まで長い年月の中でいろいろな意見が出された中、頑として2施設のみの試験であるということをおっしゃってこられた中で、今回この時期に2年保育を全てに導入するということに対しては、もう少し早くから議論がなされていてもよかったのではないかなということは、私の頭の中ではどうしても理解できないというところも申し述べておきたいと思っております。

それでは次に行きます。不登校児童生徒への支援についてということでお伺いしたいと思っております。

不登校児童生徒への支援策として、その成果についてお伺いしたいと思っておりますが、教えてください。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

主な支援といたしましては、児童生徒が安心できる居場所として、教育支援室ふれあいルームや、中学校での登校支援ルームを設置しております。また、フリースクールも選択肢の一つとするため、令和6年度より、フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付事業を開始いたしました。

成果といたしましては、国の調査結果によりますと、指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒数は、学校に行きづらさを感じている299名のうち、小学校32名、中学校69名、合計101名でございます。

登校支援室ふれあいルームにつきましては、令和5年度は143名、登校支援ルームにつきましては、令和5年度は143名、令和6年度は102名が利用いたしました。令和6年度5名が登校する、またはできるようになりました。

また、中学校での登校支援ルームにつきましては、令和6年度は102名が利用し、生徒やその保護者から、学校内で安心していただける居場所ができた、登校しやすくなった等の肯定的な声が聞かれるとともに、前年度欠席が90日以上だった生徒が今年度、多少の欠席はあるものの、ほぼ毎日登校しているといった変容が見られます。

- 9番（美馬恭子） 別府市では、8月26日から2学期が始まりました。長期休業明けは欠席が多いと聞きますが、各学校、何人くらいの欠席者がいましたか。また、そのうち不登校の子どもは何人くらいいるのでしょうか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

学期初めの登校状況調査の結果、8月26日は欠席者262人、そのうち学校が欠席理由を不登校と判断した児童生徒は62人でありました。

- 9番（美馬恭子） 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策として、令和5年にCOCOLOプランというのが文科省から出されました。その冒頭に大臣メッセージとして、小中高等学校の不登校児童生徒が急増、コロナ禍も大きな影響の一つと考えられるが、より根底には子どもたち一人一人の人格の完成や、社会的自立を目指すための学校や学びの在り方が問われているのだと考えます。これは当時の文科大臣、永岡桂子衆議院議員が発した言葉です。不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境は整える。心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする。このことから、登校支援ルーム等ができたのだというふうに考えております。

今、この環境は大きく広がり育ってきているのでしょうか。制度に息を吹き込み育てるのは、各地方の教育行政であると思っております。子どもたちの声を聞き、寄り添ってこそ見えてくるのが子どもの心です。教育現場も変わるときだというふうに考えております。

しかし、これらの中には、教員の大きな資質・能力も含まれてきています。社会の大きな変動から対応し、変動に対応し、国民の学校教育に対する期待に応えるためには、教員に対する揺るぎない信頼を確立し、国際的にも教員の資質・能力がより一層高いものとなるようにすることが、極めて重要であるというようなことが話されておりますが、これは本当に教師にとってかなり大きな責務ではないかというふうにも考えています。このことを考えますと、登校支援ルームに関しても、登校支援員、しっかりとお仕事をされているとは聞いていますが、非常勤ではなく常勤として本当の意味で教師を支えることができる、そんな登校支援ルームになっていただきたいというふうにも考えております。

さて、その中でも民間ではということで、現在別府市内のフリースクールの数をお伺いしたいと思いますが、これは、本日の1番、泉議員の中で4施設というふうにお答えされておりましたので、それで納得したいと思います。

フリースクールにおいて相談や指導を受けると、校長は出席扱いをするということができると聞いておりますが、学校とフリースクールが話し合う機会というのはあるのでしょうか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

フリースクールで学習した場合の出席扱いにつきましては、保護者やフリースクールと学校が連携し、活動内容や学習状況を確認できる体制があることが要件となっております。したがって、学校とフリースクールは情報共有のための話し合いの場を適宜設定するとともに、フリースクールからの報告書が必要となります。今後も、個に応じた多様な教育、教育機会の確保のため、学校とフリースクールとが互いに連携し、積極的に情報共有を進めてまいります。

○9番（美馬恭子） 別府市には、子どもの居場所としておおよそ26の支援場所があると聞きます。規模や体制は異なりますが、それぞれに特徴を持った受入れをしているようです。こども食堂、学習支援、体験活動など実施していることは様々ですが、この中にフリースクールも含まれています。どこの居場所も経営状況は厳しく、地域の方々やボランティアに支えられているというのがほとんどのようです。今後、子どもたちが本当の意味でしっかりと学びの保障に向けた不登校対策していく上で、別府市としてももう少しこの点、力を入れていただきたいというふうにも考えております。

さて、それでは引き続きまして、2番目の高齢者の生活環境についてというところに入っていきたいと思います。

認知症、これまでも各議員の方々が認知症についてはお話をされています。認知症の経過は個人差が大変大きいです。MC I（軽度認知障害）から軽度認知症、中等度認知症、重度認知症ということで、なかなか今までの生活をするということができないというような状況になる方もいらっしゃいます。

そのような中で、国の試算では2025年には国民の5人に1人が認知症高齢者となる、近い将来4人に1人がなるというふうにもされています。別府市において、ここ近年認知症と診断されている高齢者の人数、推移、また65歳以上の高齢者全体に占める割合を教えてください。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

認知症高齢者の人数ですが、これは要介護認定上での数値となりますが、令和4年度が5,559人、令和5年度が5,607人、令和6年度が5,627人となっており、その各年度における65歳以上の高齢者全体に占める割合は、令和4年度14.4%、令和5年度が14.5%、令和6年度で14.8%でございます。

○9番（美馬恭子） 別府市においても、認知症高齢者の数は増えているのが現状です。それでは別府市において、認知症に対するこういった取組を行っているのか伺いたいと思

ます。また、その取組自体を知らない方も多いのではないかと思います。今後どのような周知を行っていく必要があるとお考えになりますか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

認知症についての取組ですが、市民講演会やサポーター養成講座、オレンジカフェ、オレンジステッカーの交付、認知症個人賠償責任保険の加入やGPS購入費の助成、認知症資源ガイドの作成配布、また、成年後見制度の支援などを行っております。

周知に関しましては、事業の取組を積極的に広報しておりますが、今後も地域包括支援センターやケアマネジャーなど、認知症高齢者を支える多くの関係職員の皆様にも継続して展開してまいります。

また、市民の皆様にも、市のホームページや別府市認知症地域資源ガイドの配布、また、9月のアルツハイマー月間における市報での掲載などで、広く認知症に関する取組の紹介などを行っていますが、さらなる広報手段も考えてまいります。

○9番（美馬恭子） 認知症サポーターとして、社会福祉協議会では学習会や啓発活動が行われています。認知症を正しく理解し、対応していくこと、今までどおりの生活を地域の中で送ることができる。人生が長くなっている今、支え合うことで、地域の中でほかの人を支えることもできる。重大な病気として捉えるのではなく、一つの症状として捉え、関わりを持ち続けることこそが今必要なのではないかというふうに考えております。

認知症対策には、早期発見、大変大事なことではないかと考えております。軽度認知症MC Iの方であれば、早期診断で適切な対応を行うと進行がかなり改善される、原因によっては治る場合もあるというふうにお聞きしていますが、別府市ではこの取組、どのようにされていますか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

別府市におきましては、別府市社会福祉協議会に委託し、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談対応や、各地域の状況に詳しい民生委員や、地域包括支援センター、また認知症専門医、看護師、社会福祉士等で構成される認知症初期集中支援チームなどと連携し、早期発見、並びに支援につながるような体制づくりを行っております。

○9番（美馬恭子） 認知症の早期発見のためには、検査が必要になります。MR検査は3割負担で1万円前後、MC Iスクリーニング検査は健康保険適用外となるため、自費で約2万円から3万円というふうになっております。結構高い費用がかかります。しかし、認知症の検査をするのではなく、認知症の相談をするということに対しては別府市内にも認知症の相談のできる医療施設がたくさんあります。少しおかしいと思ったら早期に医療施設で相談すること、それが大変大事なのではないかなというふうに考えています。ぜひ、認知症というのは重大な病気ではなく、一つのその人の症状であるというふうに理解して、周りの人たちがしっかりと接していく、それが大切なことだというふうに考えております。どうぞ啓発活動にも、これからも励んでいただきたいというふうに考えています。

さて、次に独り暮らし、2人暮らしの家庭について伺いたいと思います。

全国的に見ても、独り暮らしの方が本当に増加しています。地域で孤立化し、見守りの重要性も増しています。そこでまず、別府市で現在独り暮らしの高齢者は何人いらっしゃいますでしょうか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

毎年、民生委員の方に実態調査をお願いしており、令和6年度はあくまで概算ではありますが、5,907人となっております。

○9番（美馬恭子） 高齢者の独り暮らしの孤立防止や、夫婦2人世帯であっても決して単純な家族生活の違いだけではなく、高齢社会全体の課題が凝縮されていると考えています。地域とのつながりを深めるための取組について、何かありましたら教えてください。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

高齢化という社会問題を支えるには、医療・介護サービス関係者のほかに、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員の方々々と連携し、地域でのつながりを深め、見守り支援していくことが大切ですので、地域社会の連携強化に今後とも取り組んでまいります。

○9番（美馬恭子） そこで、ひとまもり・まちまもり協議会の関わりについてもお伺いしたいと思います。

これまで認知症や独り暮らし、夫婦2人暮らしの家庭など、高齢者の生活環境について行政の関わりをお聞きしてきました。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが本当に重要です。しかし、高齢者の方々は近所付き合いや自治会など、地域の活動への参加には消極的になる傾向にあるようです。高齢者の社会的な孤立を防ぐためには、地域住民による見守りや声かけが重要です。さらに、若い人たちも地域全体で支え合う体制をつくっていくこと、認知症の方を含む高齢者の生活の質を向上させることができるのではないのでしょうか。

そこで、市が推進する新たな地域コミュニティー、ひとまもり・まちまもり協議会の取組について教えてください。

○自治連携課長（溝部進一） お答えいたします。

ひとまもり・まちまもり協議会では、自治会など多様な地域団体による地域運営組織で、高齢者支援を含む地域課題に取り組んでいます。具体的な事例といたしましては、中部ひと・まち協議会では、健康測定や介護相談、ちょいボラの仕組みづくりを行っており、鶴見、南立石、東山ひと・まち協議会では、VRを用いた認知症の理解を促進する活動や、日々の生活の中で外出を促す地域の休憩所づくりなどを行っています。

また、各協議会は健康体操教室や3世代交流会などを通じて地域のつながりを深めており、これらの活動により、多様な団体や住民による日常的な見守りの輪が広がり、地域の困り事の未然防止や早期発見につながるものと考えています。今後も協議会は、地域のプラットフォームとして住民や専門職、行政職員等の力を生かした主体的な活動に努めてまいります。

○9番（美馬恭子） 高齢化が進んでいく中で認知症の方々も増えていく、そんな中でぜひ、ひとまもり・まちまもり協議会も包め、そして地域も包め、皆さんをフォローしながら地域で支えていていただきたい、そのように考えております。よろしく願いいたします。

それでは、次に入りたいと思います。防災についてです。

先日のロシア・カムチャツカ半島での巨大地震の際に出された津波警報、たまたま北海道に行っており、津波警報に遭遇しました。予期せぬ避難の実際を体験したということです。JR沿線は海岸沿いにあり、その横には国道もあります。ですから全てが海拔ゼロメートルという地にあるということで、警報発令時には全面ストップという状態になりました。JRに乗車していた私は避難所への移動となり、それから24時間の避難生活ということになりました。

あまり体験したくはありませんが、この中で多くの学びがあったと感じています。私たちは地元の生活者ではなく、旅行者という立場で避難しました。地域の情報もほとんどなく、地理的にもどこに避難しているのかが見えません。幸いなことは国内であり、意思の疎通ができたということです。しかし、中にはインバウンドの旅行者も多く、突然の指示が分からず、戸惑っている様子も多く見かけられました。避難所ではテレビの速報は流れていましたが、その情報も理解できない方も多かったと思います。これは観光都市である別府にも必要な観点です。

地域での防災活動について、自治会などで各地域の年間の実施回数や内訳が分かりましたら教えてください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

昨年度の実績ですが、自治会ごとに組織している自主防災会の訓練回数は112地区で44回となっております。訓練内容でございますが、講話、図上訓練、避難訓練、救急訓練、設営訓練、地震体験となっております。また、学校や各種団体等への防災教育、防災講話、避難訓練なども33回実施しております。

なお、今年度の実施済みと予定を合わせた現時点での防災訓練につきましては、自主防災会で26回、各種団体等で35回となっております。

○9番（美馬恭子） 随分多くの避難訓練等を実施されていると思います。私も地域の避難訓練にはできるだけ参加し、目で確認し、体験することが必要だと感じています。毎回、何らかの反省点や学びが多くあります。多くの方々に発信していくことが本当に必要だと感じています。座学であっても、想定される問題を出し合うことで学びも広がり、いざというときの助けになります。別府市の多様な取組、今後も継続していくことが大切だと思いますのでよろしくお願いいたします。

民間企業の自主防災訓練では、来客者などに消費期限が近い備蓄品を無償配布したり、消費した分は新たに購入して備蓄品を保持していますけれども、別府市ではどのようになっていますでしょうか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

備蓄品のうち、食品につきましては、賞味期限を過ぎると廃棄せざるを得なくなるため、本市においても、賞味期限の到達前に自主防災会などの防災訓練の際に、参加者へ無償配布をしたりフードバンクへの提供などを行っております。この取組は、備蓄品の試食の機会となっているほか、食品ロスの未然防止となっており、実際食べた方からおいしかったと御好評いただいております。

こうした取組により、古いものから順に消費し、消費した分を補充するローリングストック方式にて備蓄品の常備に努めているところでございます。

○9番（美馬恭子） 言葉が通じなくても、飲物やおにぎりなどの提供があれば本当に気分的にはありがたいものです。備蓄品の保管場所から持っていくための手段も、しっかりと整えておくことが必要ではないかというふうに考えております。

地域での保管場所の確保も、今後広く検討していくことも必要ではないでしょうか。地域での防災活動において、防災士目線での訓練を実施することが望ましいと考えますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

自助、共助、協働に関して十分な意識と、一定の知識・技能を習得している防災士が中核的な役割を持って防災訓練などに臨んでいただくことは、地域の防災力を高めるための有効な手段の一つであると考えております。

また、本市では、高齢化の進行や障がい者の人口割合が全国平均よりも高いことなどから、発災時の避難行動において、自助では限界がある人が相対的に多いため、地域や職場で助け合い、被害拡大を防ぐ共助を意識した防災活動が重要であると考えております。

○9番（美馬恭子） バリアフリー化されていない避難場所というものもあるかというふうに考えております。避難行動要支援者に対しては、どのように配慮されていきますか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

現在、別府市内40か所を指定避難所としており、その大半をバリアフリー化しておりますが、車椅子の方など身体に不自由のある方、障がいのある方にとって、段差などバリアがある場合は、避難所に従事している職員が必要な支援を行ってまいります。

○9番（美馬恭子） 避難場所であってもなかなか全てがバリアフリー化されているわけではなく、段差がある、車椅子などでの避難では狭いなどの多くの問題があります。体育館

等の広いスペースも、大勢の人数で使用するととなると身動きが取れにくいものです。その点も考えると、どうしても在宅避難でという話にもなるかと思えます。今後、個別避難計画も進むと思われますが、地域ごとにバリアフリーへの取組も、もう少し前に進めていくことも必要なのではないかなというふうに考えております。

乳幼児を連れた家族、私が避難しましたときも、0歳児の赤ちゃんが3名ぐらいおりました。家族向けの粉ミルクや液体ミルク、おむつなどはどのように備蓄・管理されているのでしょうか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

乳幼児用の備蓄品でございますが、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、おむつを備蓄しており、それらは全てあす・べっふ防災備蓄倉庫に一括して保管しております。

○9番（美馬恭子） 備蓄食品について、高温や低温などの異常気象の中での保存で、品質に影響はないでしょうか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

備蓄している非常用保存食の大半は直射日光が当たらず、高温多湿を避け常温で保存する必要があるため、これらの要件に適用する市内3か所の備蓄倉庫のほか、指定避難所の倉庫に保管をしております。

○9番（美馬恭子） 予算決算特別委員会の質問のときにも日名子議員が聞いておりましたが、液体ミルク等は保管にも温度の管理が必要です。保存食に関しても、今の異常気象、本当に高温が続く中で、何が原因となって問題が起こるか分かりません。先ほども言いましたが、防災備蓄倉庫での大量保管ではそこから発出するのに手間取ることも考えられます。今後は地域への分散保管に関しても考えていただきたい、そのように考えておりますし、特に乳幼児に関しては十分に配慮していただきたいというふうに考えております。

さて、それでは、警報が解除されて、避難所を閉鎖する際に、公共交通機関の運行の影響により、帰宅が困難な避難観光客がいる場合は、待機猶予など避難所運営の柔軟な対応をお願いしたいと思えますが、それはどのようになっていますか。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

避難所の閉鎖に当たりましては、地域のライフラインが復旧された段階が閉鎖の一つの目安となります。しかしながら、観光客などの避難者によっては、様々な理由により避難所から出られないケースが生ずることも想定されますので、避難者に対して早い段階から閉鎖の見通しを示しつつ、併せて避難者の立場や、事情を考慮したきめ細やかな対応を行う必要があると考えております。

一方で、避難所として使用した施設を使用前の状態に戻し、元の施設としての本来の役割を取り戻すことも重要となりますので、今後も災害対策本部や警戒本部において、実情に応じた柔軟かつ適切な判断により、閉鎖の可否を検討してまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 本当に必要なことだと思います。地元の人であれば、そこからどのように動いてどうすればいいかというのはある程度頭の中で理解はできていますが、旅行者であり、またインバウンド客であればなかなかそれも難しいところがあります。ぜひ、避難所運営に関してもゆとりを持って、また周りの方々の様子を見ながら運営していただきたいというふうに考えております。

避難所運営などの災害対応は、女性ならではの気づきや意見も取り入れることが重要であるというふうに考えておりますが、別府市内の防災士に占める女性の割合を教えてください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

本市における令和7年4月1日現在の防災士の資格認証者数は、男性296名、女性103名の合計399名でございます。女性が占める割合は25.8%、約4人に1人が女性防災士

となっております。

なお、防災士資格を認定・認証している日本防災士機構が公開している統計によりますと、国内の女性防災士の割合は約22%でございますので、本市の女性防災士は全国平均よりも若干高い割合となっております。

- 9番（美馬恭子） インクルーシブ防災を考える上では高齢者や乳幼児、妊婦、障がいのある女性などにも配慮する必要があると考えております。避難所においてそうした避難者へのプライバシーの配慮となる、そんな個別に空間を確保するような配慮についてはどのようにお考えになっておりますか。

- 防災次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

中長期にわたって避難所生活を余儀なくされる大規模災害時用に、避難所用間仕切りテントを防災備蓄倉庫に保管しております。テントの広さは2メートル掛ける2メートルの約4平米となっており、プライバシーの保護のほか、少しでもストレスのない生活を送れる空間となっております。

- 9番（美馬恭子） 災害時は命を守ること、それが第一となり、インクルーシブの考え方がどうしても後回しになってしまうような気がします。被災した方々も遠慮して言い出せない、こんなに一生懸命してくれているんだから我慢してしまう、避難できたこと、それだけで十分ではないかということではなかなか考えられない、通常と違う思考回路になっております。それがストレスともなり、精神的に厳しい状況に追い込まれる方も少なくありません。被災時に亡くなられる方以上に、被災後に亡くなられる方も多くいます。インクルーシブ防災とは、その部分にもう少し光を当てて、男性女性関係なく、いろんな目線から示していくことが重要なことだと考えていますので、別府市は比較的避難防災に関しては前向きに進んでいますが、これからはその視点も入れてしっかりと考えていっていただきたい、そのように考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。同和対策事業についてです。

まず、フィールドワーク研修の実施について、その目的を教えてください。

- 職員課長（河野幸夫） お答えします。

フィールドワーク研修の主な目的は、部落差別問題に対する正しい理解と認識を深めることです。被差別部落だった現地を実際に訪れ、その歴史的背景や当時の生活環境、そこに住んでいた方々の経験や思いを直接学ぶことで、部落差別の実態と影響をより深く理解することを目指しています。

- 9番（美馬恭子） 参加数、それと過去3年間に関しましてはこの間お聞きをいたしましたので、そここのところは飛ばしていきたくと思います。

この研修の意義はどういうものか、お答えください。

- 職員課長（河野幸夫） お答えします。

本研修の意義は、現地での体験的学習により、教科書や講義だけでは得られない生きた知識とかを獲得することや、旧差別部落の歴史や文化、そこに暮らしていた人々について学ぶことで、偏見や固定観念を取り除くきっかけをつくること、参加者の部落差別問題に対する感性を磨き、差別解消に向けた主体的な行動を促すこと、地域社会における人権意識の向上と共生社会の実現に寄与することと考えています。

- 9番（美馬恭子） 今回の質問の中で、今後も研修計画を考えていくというようなお話も聞かせていただきました。被差別部落が今なお存在しているのかが、私にとっては大きな疑問です。まず、地域は今や住民が混在しています。個々だと区切れるような場所はありません。そこにわざわざ行って話を聞くことに何の意味があるのかも、私には分かりません。歴史を学ぶのは必要でしょう。歴史を学ぶというのであれば、座学で十分ではないでしょうか。住井すゑさんの「橋のない川」を読むことなども、歴史的には十分学べること

が多いと考えております。

さて、続きまして、国が同和対策事業は終結したと言っていますけれども、平成14年にその後、様々な人権問題についての法律が施行されています。いまだに同和対策に関する事業を組織しているというのはなぜでしょうか。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

昭和40年に同和対策審議会答申が出されて以来、33年にわたる同和対策事業に関する国の特別法が平成14年に終了しております。しかし、平成28年には、部落差別の解消の推進に関する法律、以下部落差別解消法と表現いたしますが、施行され、その第1条に、現在もなお部落差別が存在すると明記されております。また、法務省が令和2年に公表しました部落差別の実態に係る調査では、心理面における偏見、差別意識が依然として残っており、差別事案につながっている可能性がある等の結果が出ております。

また、ネット社会と呼ばれる最近では、SNS等による部落差別に関する悪質な動画や書き込みなどが多く見られ、依然として部落差別は解消されていないと認識しております。

現在、部落差別解消法以外に、障がい者、ヘイトスピーチ、LGBTに関するいわゆる差別解消4法が施行されておりますが、別府市においては、これらの問題以外にも、高齢者、医療、外国人などなど、様々な人権問題の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

部落差別の問題は、人権行政の原点であり、部落差別解消法第3条でも、国及び地方公共団体の責務がうたわれているなど、市としましても部落差別問題をはじめとする人権尊重の社会づくりの一層の推進を図る所存でございます。

○9番（美馬恭子） それでは、この項最後になりますが、共生社会実現・部落差別解消推進課、本当に何か長い名前ですけれども、都道府県の中で部落差別解消という言葉を含んでいるのは現在あまり多く聞かれないような気がしていますが、これはどういう必要があるのでしょうか。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

SNS等による誹謗中傷等、人権を取り巻く情勢が変化する中で、部落差別解消法が施行されたことに基づき、大分県は、令和2年度より課名を人権尊重・部落差別解消推進課と変更しました。別府市におきましては、人権教育及び人権啓発基本計画にあります、個人の尊厳を互いに尊重し、助け合うという共生社会を実現し、市民の幸福が持続可能となるよう、共生社会実現の文言を入れ、また、同和対策に関する特別法が終了していることから、令和3年度に人権同和教育啓発課から共生社会実現・部落差別解消推進課と名称を変更しております。

○9番（美馬恭子） 中身は分かりました。いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なお著しい基本的人権を侵害されてきたという1965年の同和対策審議会の答申に基づいて、同和対策事業が国の特別法と示されてきました。しかし、2002年3月に33年間にわたり継続されてきた事業は終結を見たとして終了しております。

ところが、2016年に部落差別解消推進法が議員立法として出されました。反対したのは日本共産党のみでした。しかし、この解消法に反対する市民運動の広がりもあり、その年の12月には参議院法務委員会から法律案に対する附帯決議が出されました。詳しくは述べませんが、格段の配慮すべき事項が記載されています。

今、インターネット上では部落差別があふれているとされていますが、本当にそうなのでしょうか。ただいまの答弁の中にも、SNS等による誹謗中傷の多さ、人権を取り巻く情勢の変化に対応のためとありましたが、これに関してどのように精査され、認識されて

いるのかが甚だ疑問であります。身近な人権講座の計画の中にいろいろな人権についての講義がなされています。それが別府市の実情です。その中に、どうして部落差別問題が入ることになっているのか、これに関しても疑問を覚えています。今後それに関しても少し議論が必要ではないかなというふうに考えております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野正明） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 49 分 散会

